

附錄

(92)

乙未春、速宵夢先兄。翌旦薦清酌芳茗。有詩、代祭文。是日也、酒食之供、火盆、點燈、十九年前君去世。零丁只有二女兒存。古楊枝在、悲衰老。芳艸春回、傷夢魂。不以子也、不以孫也。東門之子、子孫何處見。朱門之子、子孫何處見。福善曾中爲白日。子孫何處見。朱門之子、子孫何處見。猶如其母、其母、其母。人間莫若吾爲尼。伯道介推與一邱。此非也。此非也。東夷之俗、不以子孫之晉。三月廿又六日正月七日。到明之日、始行之日。正月三日、至京秋聲唱半夏、關東不可同音。

正德五年十二月十一日

孤弟知慎九拜損勞 謹寫
時大樞永原氏昌次書

以知慎直筆本

諸陵周垣成就記終

山陵志（卷之二）

古の帝王、其の祖宗の禮を奉じて、而して仁孝の誠を致すや。郊には以て天に配し、廟には以て祖に享す。天に配しては則ち之れが靈時を作り、至尊至嚴禮して敢て瀆さず。（説神祇志に在り）祖に享しては則ち之れが大宮を立て、以て祝宰を置き百世歿たず。特に其の盛德不烈有る者に報ゆ。（伊勢及び加茂八幡廟の如き是れ也）而して其の餘各山陵に就き、時を以て常典を將ひ、事有り而して禱り告ぐ。是に於て諸寮の職（治部省之れを管す）喪祭の禮、供幣の數、及び陵戸名籍と其の禁令とを掌り而して其の兆域を正し、其の垣溝を修め、職とする所を度共して其れ儀則有り。（延喜諸陵式に、其の世の親しき者を謂つて近陵と曰ひ、疏き者を遠陵と曰ふ。其の供幣の數亦從つて差有り。歲ごとに十二月上旬、寮之れを錄し、諸國山陵使の姓名及び驛銘等の數を併せ、以て省に申す。省は太政官に申し、然る後幣を頒ち、即日遣奉す。乃ち之れを荷前の祭と謂ふ。且つ陵墓の側其の原野有る者は、守戸に仰せて、并に所在國司に移し、共に知りて豫め之れを除き、失火相延焼すること無からしむ。又其兆域垣溝損壊する所有る者は、守戸に修理せしめ、而して専當の官人巡りて検校を加へ、固より臣庶を葬埋し、及び耕牧樵採を得ざる也。○按するに荷前の荷、讀んで登と爲す、登は成なり、年穀成熟を謂ふ。蓋し新を薦め、其の成熟の時に先んずるを以てなり、故に之れを荷前と謂ふ。祝解

式に、荷前式は讀んで初穂と爲すなり。夫れ初穂の享、後世轉じて之れを歲修に將ふと雖も、名に由りて實を求むれば、新を薦むるに起る、ご知るべし。農人を稻荷と謂ふは、其の成熟の義に取る、以で微すべし。故に曰く、山陵とは猶宗廟の如きなり。苟も之れ有ること無きときは、則ち臣子何事か仰がん。(淳和帝崩するに臨みて、遣詔して薄葬せしめ、山陵を置かず。中納言藤原吉野諫むと云ふ。)臣子惟此に仰ぎて祀るときは、則ち其の禮隆なり。律に謀りて山陵を毀つ、之れを謀大逆（ともひん）とほんぬと所なり。胡ぞ其れ畏敬せざるべけんや。(上古大朴、山陵の製未だ備らず、瓊杵氏、炎見氏、彦波瀬武氏は遵たり。(三陵皆日向國に在り)大祖より孝元に至り、猶丘隨に就きて墳を起し、開化より其の後、蓋し寢制有り。垂仁に及んで、始めて備れり。下、後達に至り、凡ニ二十有三陵、制略同様。凡そ其の陵を營む、山に因りて其の形勢に従ひ、向ふ所方無し。大小高卑長短定り無し。其の制たるや必其官車に象り、而して前は方に、後は圓ならしむ。墳を爲ること三成（ミカサナ）、且つ環すに溝を以てす。(延暦十一年、廢太子早良崇りを爲す。勅して之れに謝し、其の冢下に溝を設き、溝に穢さしむること勿れと。溝は溝なり。因りて知る、諸陵の溝も亦其の故然るなり。墳必ずしも三成せず、其の率を稟けて之れを言ふ。)天れ其の間にて高き者、蓋を張るが如きなり。頂き一封を爲す。即ち其の葬る所方にして平なる者、衛を置くべきなり。其上隆起、梁轉の如きなり。前後相接し、其の間稍卑くして左右圓丘有り。其の下墳に倚り、兩輪の如きなり。後世に至るに及んで、民之れを賭れども、而能く識る者莫く、稱號して車冢と曰ふ。蓋亦是を以てなり。凡そ陵側の地、必ず三五丘冢有り。乃ち之れを陵に視みれば、頗るに小して、其の前後左右に班列す。此れ蓋し當時陪葬する所の舊なり。其の狀、率皆圓、則ち人臣の墓制亦從ひて知るべし。然れども其の宮車に象る者必ずしも帝陵と爲さざるなり。何となれば、其の類聞、之れ有り。而も其の史及び諸陵式の載する所に非す。何物たるを審にする莫し。疑ふらくは是れ皇后皇子若くは重臣、別に勅して許す所、或は帝王改葬、而して其の改陵尙存するなす。用明より文武に至る凡そ十陵、特に此の制を變す。但聞く之れを造り、玄室を其の内に穿治して、之れを築くに要を以てし、之れを覆ふに巨石を以てし、石棺其の内に在りて南面す。故に其の戸南向、而して累石之れが美道なり。其の制嚴密なること既に已に是くの如し。是れを以て復之れを環すに溝を以てせざるなり。班鷦大子が壽藏を河内の磯長に治めしは、即ち是の制なり。當時大子自ら聰明にして、才藝あるを負ひ、作者の聖に居り、舊章に於いて變替する所多し。乃ち山陵の若き、蓋し亦然る歟。(諸陵式に、大子磯長の墓を載せ、大子傳暦、徒然草并に其の壽藏を治めしを言へり。大子は、用明帝の子、而して山陵の制を變するは、用明より始まる、是れ大子冀を好み、唐官の制に倣ひて爲す所、然れども其の制、惟、帝陵に限らず、下諸國の冠位有る者に及ぶも亦用ふ。但、之れを帝陵に視ぶれば、必ず卑くして少し、等差を明かにする所以なり。大化二年詔有り、陵墓

の度を定め、王以上の墓は、其の内の長さ九尺、高さ廣さ五尺、外域方九尋、高さ五尋、上臣下臣は其の内皆上に準す。外域は、上臣方七尋、高さ三尋、下臣は方五尋、高二尋半、大仁小仁其の外城長さ九尺、高さ廣さ四尺、平かにして封せず。大禮以下小智以上も亦大仁に準じ、凡そ五等、是れ大子の創むる所に因りて、之れが度と爲すなり。其の工役、王以上は千人七日にして竣し、次は之れに半し五日、次は又其れを之れに半し三日、次は百、次は之れに半す、並に一日なり。古は棺椁の制、檀弓曰く四寸の棺五寸の祝と。又曰く、棺衣に周く、椁棺に周く、土樽に周しと、喪大記に曰く、棺椁の間君祝を容れ、大夫壇を容れ、士無を容ると。其の巨細を言ふこと此の如きに過ぎず。而して春秋戰國の間、諸侯強僭目に甚だし。美道は周に之れを隧道と謂ふ、隧道は王章なり。雖に晉文の功を以て許されざりし所、王に僭する者に至りて又何ぞ憚らんや。即ち其の家の高壯堅密、以て其の侈を誇め、秦の始皇に至りて極れり。西京雜記に、廣川王去疾、魏の襄王の冢を發掘せしに、皆文石を以て椁を爲し、高さ八尺許、廣狭四十人を容る。手を以て椁を捲すれば、滑溜新なるが如し。又幽王の冢甚高壯、美門既に開けば皆是れ石室。併せて之れを考ふるに、今陵内の玄室亦之れを椁と謂ふ歟。南都に迄りて、更に舊制に復す。惟其の「仍る所正南面のみ」。古の大喪、厥の記傳無し。然れども山陵の遺制及び石棺暴露する者を觀れば、則ち其の牆、妻衣衾珠襦玉匣、夫の銘旌鼓吹の儀、祭典明器の數、とも文献の徵すべきを見ること無しと雖も、猶以て其の禮物の在ること有るを知るに足る。而して其の

殉に用ふるが如きに至りては、甚だ惨と曰ふと雖ども、其の由りて起る所亦必ず以あり。蓋し國初佐命の功臣、宗社と休戚を同じうし、其の忠誠惻怛の心曷ぞ嘗て死を以て終始を期せざらんや。方に大裏に臨み、自刎して葬に陪して以て宿志を遂ぐる者、或は之れ有り。而して流風慕尚、因りて仍臣俗を成し、卒に生平愛する所、必例にして死に從はしむるに至る。乃ち、垂仁帝の齊聖仁恕なるを以てなり。而して之れが爲めに惻然たり。其の穴に臨みて惴惴罪なくして死地に就き、誕に能く德音を發し、明制を建て、代ふるに土物を以てし、土師臣^(ニシヤギ)を置き、以て喪紀を司らしむ。且つ石棺の設け、先朝既に有り、而して製造未だ專職有らず。是に至り、石作^(ハフアラシ)連を置き、以て治む。(垂仁帝の二十八年、倭彦薨す。近臣を用て殉と爲す。生きて之れを埋め、其の呻吟の聲旬日絶えず。帝之れを聞きて惄然たり。乃ち群臣に詔して曰く、生の愛する所、死して殉を爲す。亦慘ならずやと。此れ古の遺制と雖も、安んぞ遵用すべけんや。今より議して之れを止めよと。明年、皇后崩す。詔して曰く、殉死の俗前に不可を知る、今是の葬や之れを爲す如何と。野見宿禰奏請し土物を以て之れに代ふ。帝之れを嘉みし立て、永制と爲し、野見を以て其の官に居らしめ、乃ち官に因りて姓を土師臣と賜ふ。又姓氏錄に據れば、此の時に方り、武真利根石棺を献じ、姓を石作連と賜ふ。然れども石棺暴露、孝昭陵以下往往之れを觀れば、則ち此に始まるに非ず。故に曰く、先朝已に有りと、其の榮兆をトし、土物を程て徒庸を送すや、必ず天下諸國に徵す。然れども民其の哀み考妣を喪ふが如きを以て、乃ち

咸子の如くに來りて役に服し、以て厲と爲す無し。(應神陵東北の隅、營築未だ了らざる處を甲斐阪と名づく。土人傳ふ、是れ當時甲斐の人役に當る所、會其の邦故有り来るを得ず。而して後遂に復治めざるなりと。又仁德陵上の凹處を尾張谷と名づく、即ち尾張の役夫、其の功を畢らざる者、然るな碑存する所實に其れ爾るか。)孝德中興、爰に其の度に制し、凡そ陵墓高卑の等、其の工役の課、乃ち常程有り。詳に前註に見る。中宗統を繼ぐに及んで、其の德の古に如かざるを慮り、深く民隠を恤ひ、其の役を止む。(天智帝、其の母)齊明帝を越智に葬り、間人大后を以て附す。而して曰く、我れ天皇、大后の遺詔を奉じ、深く民隠を恤ひ、敢て石椁の役を興さず、冀くは永世以て鑑戒を爲さんとす。「按するに、石椁とは、穿ちて玄室を陵内に治むる謂ふ。蓋し其の營びや、民を勞すること大に重し、故に工役の費は乃ち官之れを給し、復往勞せず。」夫れ惟民隠を恤ふ、是れを以て能く其の役を止む。故に、齊明及び天智陵は是れ其の之れを治むることや、乃ち儻に從ふこと無からむか。然れども君子天下を以て、其の親に儻せず。而るを況んや王者をや。宜なり、後朝敢て之れに安んせず、即ち其の陵に就きて更に修造す。是れ亦思を追ひ、孝を繼ぐ所以なり。(持統帝の元年に安んせず、即ち其の陵に就きて更に修造す。是れ亦思を追ひ、孝を繼ぐ所以なり。)持統帝の元年に安んせず、即ち其の陵に就きて更に修造す。是れ亦思を追ひ、孝を繼ぐ所以なり。

所以、固より民性蒙味の爲、而して佛教の行に遠よ。是れに據りて衆志を攬り、國權を獲、喪祭の紀を擧げて成之れが亂す所、爲らざるは無し。而して持統の喪より始めて火葬を行ふ。其の弊たるも、世以て甚し。(列子に、楚の南に炎人の國有り、其の親咸死す其の肉を朽して棄て、然る後其の骨を埋む。乃ち孝子たりと成す、秦の西に儀渠の國有り、其の親咸死す、柴を聚め薪を積みて之れを焚く、焼すれば則ち煙上る、之れを登遐と謂ふ、然る後孝子たりと成す、此に上以て改を爲し、下以て俗を爲す。而ら未だ異と爲すに足らざるなり。夫れ然ち、則ち夷蠻の喪固に是の如き者有り。而して佛の生るゝ所、身毒國或は僕渠と俗を同じうす。故に亦火葬を行ふなり。後世浮屠氏曾て之れを識らず。參じて以て典章と爲す者、乃ち深く思はざるの過なり。持統帝の時、宇治の僧道昭、其の死して始めて火葬を行ふ。然れども彼れは方外の士、固より怪むに足らず。今其の之れを大喪に用ふるに至る亦悲しからずや。皇都を平安に奠むるに及びては、乃ち其の郊野の際、山を負ひ川を帶び、甚だ博からず、其の丘阜の形蓋し亦陵に宜しき者鮮し。是れを以て其の陵率ね皆平地の築く所、而して遺詔例に依り以て其の葬を薄ぐ、最爾たる坏土復舊の如き無し。況んや其の之れを火する必ずしも陵所に於てせざるなり。餘燼遺骸毛髮よりも輒し、是れに由りて遷徒一のみならず。既にして堂を山陵に擬し、僧喪祭を司り、復讐を奉せず、遂に尊號を停む。其の自ら儻に居ることは是の如也と雖も、乃く佛像を鑄造し、伽藍を經營するに至りては、務めて壯嚴を窮め、尤も奇麗を極め、大に國用を費し

曾々之れを鄙ぶる莫し。嗟夫、先輩の禮を廢し、異端の説を奉ずること惑へる已に甚い、而して其の弊の極、山法野を以て富は、王室に擬し、權は禁術よりも威あり。邪行横作、常に其の上を犯し、勤もすれば輒ち兵を構へ、復制すべからず。鴨河の暴沸、患を京邑に爲すを以て、氾濫宿溢、民安處せず、猶之れと並稱を得て反りて殊に劇し。(白河法皇言へる有り、曰く、朕が心に従はざるは、惟、大陸の采、鴨河の水、山法師のみと。)邦國の憔悴、職として是れに之れ由る。而して紀綱振はざりしより、官其の職を失し、諸陵廢し、奉幣使絶え、而して後陵を發き、藏を盜みて畏憚する所無し、戰國喪亂の際、其の禍何ぞ過まらん。所在の伽藍兵に遇ひて、盡く残れ、塔中藏する所亦從ひて亡ぶ。嗚乎慨するに勝ふべけんや。幸にして、其の完うして以て存する所、惟、泉涌寺諸陵、及び其の餘二三のみ。」夫れ喪祭は禮の大經なり。而して天下世の多難を離れ、乃ら園陵廢し、春秋闕け、此の如きの極に至る命なり。之れを何とか謂はん。既に自ら大喪に臨みて其の葬を火し、靈車に點し、梓宮を葬し、堂堂禮典灰燼に委す。幾何ぞ其れ化して夷蠻と爲らざらんや。近世國恤纔に之れを止めしは、後光明より始まる。(後光明帝は、近世の聖主なり。幼にして英明、慨然として後古に志あり。不幸短命、春秋二十有二。痘瘡を以て崩す。時に朝議舊に依り、將に火葬せんとす。一民魚を鬻ざ業と爲す者、八兵衛と呼ぶ。常に命を宰夫に聽き、宮門に出入す。之れを聞き、大に悲愴し歎じて曰く、嗚乎、聖天子何ぞ天命の薄きや。之れを奈何すべき。且つ夫の火葬なる者、聖人の道に非るなり。況ん

や今大 在天の喪、蓋し嘗て浮屠氏の虛誕を疾み、異端を斥くること最も甚し。而して其の終を送る尙猶事に其の斥くる所に従はんか、吾れ小人苟に目瞑せず。敢て朝議に従はず、敢て諫爭して之れを止めん、能はざんば則ち身之れに死せんと。是に於て、仙洞及び執政の門に奔走して、至る所號哭悲泣、敢て火葬を止め、以て大行の志に従はんと請ふ。朝議輒ち之れが爲めに改めて火葬を止む。蓋し八兵衛が忠誠に感せしなり。噫、匹夫だに志有れば、何事が成らざらん。上の人爲さずんば、其の悟づべきこと已に甚だし。)百王の弊を以て、其の革むる所先づ此に歟す。其の悉く皆諸れを禮に復す如きは、天將た其の時を待ちて然ること有らんとするか。今古圖に因りて舊記を參観し、周く陵地を視て墓葬に咨問す、尙くは以て考見すべきこと有らん。山陵志を作る。

大和山陵、凡そ三十有一所、「接するに」山陵は帝王の墓を謂ふなり。凡そ墓は其の築き成すを以て都賀と曰ふ。其の外に藏するを以て芳賀と曰ふ。而して山陵は其の尊み奉ぐる所なるを以て、美佐佐岐と曰ふ。先づ稱するに美を以てするは、之れを尊ぶなり。佐佐岐は奉げるなり。陵號故陵地に因りて之れを號ぶのみ。(即ち畝旁山東北陵と曰ひ、桃花鳥田丘上陵と曰ふが如き是れなり。)今之れを錄して、某陵某地に在りと曰ひて、其の下に注して云云するときは、則ち文に於て陵を號ぶに地を以てすること能はず。故に姑く之れを改め、以て謚に從ふ。」夫れ謚は神武より、文武に至るまで、凡そ四十有三世、是れ淡海文忠公勅を奉じて制す所、(甘露

(102)

寺親長日記、後花園帝の喪に、大納言藤原通秀が奏議する所を引きて云々。故に其の命を撰するや、公式平出の條に、天皇諡と曰ふ有り。(義解に云ふ、諡は生時の行跡を累ね死後の稱號と爲す。即ち天地を經緯し文と爲し、亂を撥の正に反し、武を爲すの類なり。今は是れ大寶の初め、淡海公勅を奉じて撰する所、養老三年に至り、公重ねて勅を奉じ、之れを刊修す。而して其の公式爾云々。則ち刊修の日、諡已に建つ、斷じて識るべし。古事記は、和銅四年に成る。而して其の書未だ諡有らず。然らば則ち之れを建つこと、當に五年より養老三年に至る、凡そ八年の間に在るべし。四十有二世、猶一帝大友に諡せず。而して之れに代ふるに、神功皇后を以てする者は、蓋し當時天武の統を承くるを以て、諱む所有るなり。書記の釋に、私記を引據もおきて云ふ。淡海三船、勅を奉じ、神武以來の諡號を定む。然りにして其の勅を奉ること、何の朝に在りて諡を建て、成せと爲せしを言はず。徒に以て神武以來と爲す。則ち其の言孟浪八夷にて證するに足らず。是れ三船の姓氏、淡海公の封國と名を同じうす。故に謬りて此の説を作すなり。且つ書記、令を刊するの明年を以て成る。則ち諡を載すること固よりなり。然れども先づ其の故號を載せて、諡は輒ち其の下に注し、敢て之れを大書せず。即ち其の故號とは、諡號也べば、神武を神日本磐余產と曰ふが如き是れなり。其の先づ之れを載する所以の者は、古を存するなり。神武の中國を平定するや、其の功磐余を定むるを以て、遂に建てゝ號と爲す。故

(103)

に古事記に書して、神倭と曰ひ、而して書紀には之れを改めて神日本と曰く。此の日本は今の畿内倭を曰ふ。倭は是れ神州なるを以て、神倭と曰ふ。神日本も焉れに同じ。天子は天下の宗主なり。其の宗とする所を以て根子と曰ふ。其の後世の號に、大倭彦と曰ふ、大倭根子と曰ふは、亦皆之れを襲ぐなり。磐余は地名なり。緩靖を、神渟川耳と曰ひ、安寧を、磯城彦玉手觀と曰ふが如し。耳及び玉手觀は、即ち其の名にして、渟川、磯城も亦地名に取りて號づくる所の號づけて以て其の名に冠し、且つ之れに加へて神と曰ひ、武と曰ひ、產と曰ひ、大と曰ふの類、是れ臨時尊んで稱する所、然れども世世皆之れ有るに非す。應神仁德の如き、直ちに其の名を著し、譽田と曰ひ、大鷦鷯と曰ふ。此れ質に純なり。孝德を天萬豐日と曰ひ、齊明を天豐寶重日と曰ひ、天智を天命開別と曰ふが如き、蓋し皆其の徳を頌し、之れを天に配して追號する所、追號亦之れを諡と謂ふか。之れを續書に考ふるに、持統に諡して、大倭根子天之廣野姫と曰ふ。則ち其の類推知るべし。其の言冗長不雅と雖も、此れ文に寢むなり。文忠證を制せしより、諡法章章として王者の功德斯に著る。此れ文の備るなり。乃ち文に寢む者は、其の言冗長不雅と雖も、猶以て古を存し、亦並びに之れを行ふ。淳和號して、讓彌遠と曰ひより、後亦爾らざるなり。且つ舊典に、神武の廟、大祖と號し、天智の廟、中宗と號す。(三善清行が改元の議に云ふ、遠く、大祖神武の遺蹟を履み、近く、中宗天智の基業を襲ぐ、祖

宗の廟號纔に此に見ゆ。因りて舊典殘缺多きを知る。) 特に其の光烈盛德有るを以て號する所か。元明帝崩するに臨みて、遺詔あり。謚を奉ずること母ナカニらしむ。而して追號には、直ちに其の居る所の國都を用ふ。此れ蓋し自ら謙し、敢て謚に當らざるなり。(元明陵の誌石・今暴露し移して仙所に在り。其の銘に、大倭國添上郡平城の宮に駄宇八洲太上天皇之陵と曰ふ。此れ蓋も葬時號つけし所の者、遺詔に倣り謚て相を奉らざりしなり。) 然れども謚は君父の徳を稱する所以にして、臣子の情安んぞ敢て遺詔を以て終に其の典々廢するに忍びんや。故に謚して元明と曰ふ。然れども其の之れに謚するは、意スルムに當に元正に謚するに及びて同じく奉りしるべ也。故に其の謚は皆元を以て之れに冠せり。(天平勝寶八歲、太上天皇崩す。聖武なり。其の勅に云ふ。太上天皇出家佛に歸す。故に謚を奉らず、當時特に此の勅有り、而して之れを觀るに、二元女皇の如き、乃ち位を遜ると雖も、尙出家に非す。出家に非れば則ち當に謚を奉るべし。且つ聖武の追謚、天平寶字年中に在り。則ち、二元應に是れに先ちて追謚せしなるべし。) 元正暨アキシび、光仁・桓武・文德・光孝の謚、其の之れを奏ること各、當に其の後朝に在るべし。蓋し皆是れ葬りて然して後に謚す。惟、仁明謚して、然して後に葬る。(文德實錄、特に書して、仁明皇帝を深草山陵に葬ると曰ふ。餘は皆然らざるなり。) 聖武其の初め、出家佛に歸するを以て、敢て謚を奏りざりしなり。廢帝天平寶字二年、百官及び僧侶、表を上り、上皇を尊

んで、寶子稱德孝謙皇帝と曰ひ、皇太后藤原氏を尊んで、(聖武后) 天平應真仁正大后と曰ふ。是に於いて先帝に追謚して、勝寶成神聖武皇帝と曰ふ。(本と書して曰く、尊號を追上して勝寶成神聖武皇帝と曰ひ、謚して、天聖國^{タカツクニ}排開^{ハケイ}豐櫻產^{タケツクニ}と曰ふ。今之れを考ふるに、謂はゆる尊號を追上するを亦謚と曰ふなり。而して其の謚と謂はざるは、下文に云ふ所の、謚と其の言を互にするが故なり。) 孝謙の號、遂に謚と爲る。凡そ帝王の謚號蓋し此の如しと云爾。國の後追號二有り、一は宮名に取り、一は陵地に取るなり。平城と曰ひ、嵯峨と曰ふ、此の類宮名なり。) 平城帝の謚を推國章と曰ふ。然も世は其の御所の宮に因みて、平城天皇と曰ふ。或は奈良帝と稱す。皆其の位を遜りて遷御する所。而して遂に之れを稱して復謚を奉らず。祚を終ふるに非るなり。(淳和より以下、清和、朱雀、冷泉、圓融、華山、一條、三條、島羽、二條、九條、華園、龜山、伏見は、是れ皆、上皇の院名、遂に以て稱と爲す。猶陽成院は、陽成降誕する所の宮名、此れを異なりと爲す。) 凡そ人主位を遜る、必ず離宮を遷御し、之れを稱して院と曰ふ、(嵯峨離宮) に嵯峨院と曰べ、是なり。宇多より以降、謚を停む。而して、朱雀以降は、院を尊號に代へ、天皇と曰はず。蓋し此に原づく、後世其の祚を終ふる者も、亦崩すれば院と曰ふ。後一條を始めと爲す。(其の後、後朱雀、後冷泉、堀河、近衛の如き皆是れなり。堀河近衛は、皆其の終る所。) 而して前號を襲ぎ、後某と曰ふは、亦、後一條を始めと爲す。是れ一條

に於いて之れが子と爲り、且つ之れが統を承くればなり。(即ち其の終る所の院名に非ず。)乃ち其の餘に至りては、必ず皆謂はれ有らず。(後朱雀以下皆是れなり。故に敢て一枚舉せず。)

惟、後二條、後嵯峨、後蟲山、後土御門、皆其の終る所。後深草は其の葬る所にして、仁明を深草陵と曰ふを以ての故に、此れに對して後と爲すと云ふ。宇多と曰ひ、醍醐と曰ひ、村上と曰ふは、是れ皆陵地なり。陵地に因りて稱と爲す。古之れ有り。(孝謙、高野天皇、桓武を柏原天皇と曰ふが如き是れなり。)後世は罕なり。(惟、後深草のみ然り。)白河と曰ふは、遺詔ありて之れを稱す。然り而して陵地に非ず。遷御する所の宮の名に非るなり。蓋し嘗て浮屠大像を造り、院を構ひて之れを白河に安く、乃ら其の故なる無からんか。其の餘は詳ならざるなり。

(六條、高倉、土御門是れなり)夫れ謚を傳むる說あり。必ず臣は敢て君に議せず、子は敢て父に議せず、諱む所有りと曰ふは似たり。天子の尊を以て、天皇と曰はず。此れ果して何の意ぞや。嗚乎大典を闇き、國體を損ふこと焉れより大なるは無し。源親房以て臣子の道に非ずと爲す。其の言當れり。後世謚を奉りて、崇徳と曰ひ、安徳と曰ひ、順徳と曰ひ、屢屢是れのみ。(後鳥羽其の初め謙徳と謚す。後嵯峨極に登るに及びて、乃ら今のは改む。)然れども是れを以て之れを親れば、鳥丸を其の必ず之れを傳むるに在らんや。況んや、乃ら天皇は因より至尊の宜しく稱すべき所、故に良史は之れを書するに、敢て院を以てせず、體を得たりと謂ふべ

し。且つ之れに加ふるに謚を奉り、陵號を定め以て祭祀を修め、其の孝を鬼神に致すに於いて

庶くは文有らん。

大祖を一神武と爲す。(相傳下鷦の祠、神武の祀を奉す、故に號して
御祖の神と爲す。御祖とは猶
大祖と言ふが如し。)神武の陵は、誠旁山東北の嶺に在り。(諸証式に、誠旁山東北の陵は、兆域東西
一町、南北二町、凡そ陵地其の地方を指し、南北と曰ふの類率ね諸陵式に據り、復多く他書を引き
て之れを證せす。蓋し延喜中議有りて定むる所なり。式以外は否なり。)白橿尾上(古事記)「按する
に」大祖の中國を平定し、誠旁の東南を相て以て士中と爲し、王宮を營みて橿原の宮と曰ふ。蓋し
其の宮櫛を樹ふるを以て名づくる所か。古事記に櫛を白櫛に作る、白櫛は即ち櫛なり。又陵の在る
所を稱して、白橿尾山と曰ふ。是れ之れを移すに宮樹を以てせず、則ち宮名に取るなり。尾上は、
山嶋尾の如き者の上、今誠旁山東北嶺に、呼びて御陵山と曰ふ所、墳然として隆起す此なり。(大和
志に、此を以て神八井の墳と爲す。神八井の誠旁山の北に葬る。史に於いて之れ有りと雖も、其の在
る所、山嶋の平地今未だ何處なるかを詳にせず。今妄に認めて云爾。若し果して神八井の墳ならば、
其の位已に入臣、又何を以て傳へて之れを御陵と謂はんや。今呼んで御陵と曰ふ、是れ土人の口碑
素にして僞らず、凡そ此の類擇びて而して采るべし。大に彼の好事者の臆を以て、傳會するが如き
に非るなり。)但其の状甚だ高莊ならず、官車に象らず、乃ち上古大朴、制未だ備らざるを以てな

り。(廟陵記に云ふ、畝旁山東北の陵、百年以來、犁きて叢田と爲し、名づけて神武田と曰ふ。猶數畝を餘して一封冢と爲す。其今之地を問へば、果して謂はゆる神武田有り。然れども是れ平地にして、山

畠を去ること東北三町許、乃ち尾上の名に合はず。且つ謂はゆる數畠を餘し一封冢と爲す者、亦神武田に在らず。神武田を距ること、又東北三町許にして古墳の在る有り、蓋し此れを指すなり。夫れ民の無知なる惟地利を貪り、乃ち妄に天子の陵墓を犁く、然も殆んど其の石棺に及び、慄悚畏怖敢て之れを侵さず、遂に其の數畠を餘し、一封冢と爲す。是れ物の情なり。苟も之れを夷し、其の上に叢田す、乃ち是の若く忍なり。尙何ぞ更に一封を三町外に營さんや。疑ふらくは、其の古墳、是れ當時陪葬する所は或は神八井の類にして、決して神武陵に非るなり。神武田一名は美質佐伊、是れ美佐佐岐の訛する所、即ち山陵を謂ふなり。山陵と廟と、俗に其の言を互にす。今神武田を詔つて、美佐佐岐と曰ふは、蓋し其の嘗て廟有るを以てなり。相傳ふ舊嘗て神武の祠陵有り。神武田の地に在り。昔年水潦、廟之が漂す所と爲る。而して後大窪村に遷す。大窪寺の趾に國源寺有り。文傳ふ、國源寺にも亦嘗て神武田旁より此に遷すと、多武峰に據れば、泰善法師有り。天延二年三月十一日、畝旁、東北に行き、一奇老人に遇ふ。泰善を顧み謂つて曰く。朕が爲めに、大乗法を講じ、國家の榮福を禱れ、朕は是れ人皇の始祖なりと。言ひ畢りて乃ち見えず、泰善此の瑞を以て、毎年三月十一日、輒ち來りて法華を誦す。故に貞元三年大和守藤原國光、爲めに堂宇を創め、國源

寺と號すと云ふ。夫れ其の説誕妄、固より浮屠氏の常なり。然り而して其の堂宇此れに由りて創造せしならば、則ち神武祠廟亦當に其の寺中に在るべし。即ち神武田の旁を、塔垣内と曰ひ、其の名に就きて考ふれば、疑ふらくは是れ當時塔廟を建つる處、因りて美佐佐岐と稱せしか。其の下を洞村と曰ふ。(今居者の聚なり。相傳ふ其の民、故神武陵の守戸なりと。凡そ守戸は、皆賤種、本罪隸を以て没入する者、鄉人に齒せざるなり。故に以て其の守戸の子孫、遂に業を居者に轉じ、職多と稱す亦勢なり。)

是の山を環りて、綏靖の陵西北に在り。(諸陵式に、桃花鳥田丘上陵の兆域、東西一町南北一町、(按するに)今綏善山と呼ぶ。綏善は是れ綏靖の訛なり。又鳥田の丘と名づく。(凡そ丘陵山岡、并に混じて之れを言ふは、習俗に依る。便宜に從ひ敢て拘らざるなり。他は皆之れに習ふ。)是れ即ち桃花鳥田丘の省語なり。桃花鳥、史に一に築に作る。(神武帝二年、道臣第宅を築に賜ひ、之れを寵異す。)古事記に衝に作る。(衝田岡)並びに讀んで鬪岐と爲す。同地なり。然れども此の名本畝旁の西北に繁るに非ず。畝旁の南を距ること半里可り、舟附村有り。旁を鳥谷村と爲す。舟は蓋し後人の添ふ所附亦讀んで鬪岐と爲す。因つて知る、鳥谷は即ち桃花鳥谷の省語、且つ宣化陵も在る有り。則ち宣化陵も亦當に其の丘地に在るべし。而して今畝旁の西北に在ること甚だ謂はれなし。豈其の改葬して其の舊號に仍るか、夫れ名は虚しく口せず、口碑の傳ふる所、今訛てば則ち綏善省きて鳥田

と爲す、以て明證と爲すべし。凡そ改葬史官之れを失ふと雖も、尙其の跡の推考すべき有り。(孝昭應神、反正の諸陵是れなり。)其の舊號に仍るも、亦然るなり。(應神陵を藻伏山陵と曰ふ、是れなり。)惟是の陵のみならざるなり、鳥田丘は是れ慈明寺村の地。宣化陵を身狹桃花島坂の地。安寧陵は、西南に在り。(諸陵式に畝旁山の西南、御陰井上陵の北域東西二町、南北二町。)「按するに」御陰井上陵は、是れ井の上りを以て陵の在る所と爲す。然れども井の名を得る、蓋し陵に因る。故に御陰と爲す。今此の陵を呼んで阿爾山と曰ふ。即ち安寧の説する所、其の地は吉田村なり。懿德の陵は南に在り。(諸陵式に、畝旁山の南織沙溪上の陵、並越東西二町、南北一町、「按するに」今織沙山と呼ぶ。織沙の溪間に布露するを以てなり。其の地は畝旁村なり。安寧及び此の陵は並びに祠の陵上に在り。凡そ陵地祠を建て祀を奉ること、往往にして之れ有り。未だ其の何の代に昉るを審にせざるなり。

宣化陵は、身狹桃花島坂の上に在り。(諸陵式に、身狹桃花島坂上の陵、兆域東西二町、南北五町。)桃花島は乃ち畝旁の南地、「按するに」凡そ地之れを身と謂ふ。(高地を謂つて高身と曰ひ、卑地を卑身と曰ふの類是れなり。蓋し天に對すれば、則ち地は是れ形魄なり。)身狹の地、其の丘隔に介し甚だ陥なるに因つて之れに名づくるか、乃ち分ちて南北に在り。大身狹、小身狹と爲す。(欽明帝の十七年、百濟人を大身狹屯倉に、高麗人を小身狹屯倉に置く是れなり。北は之れを南に比すれば頗る

廣し。謂はゆる大身狹小身狹是れなり。其の地桃花島坂に相接す。故に號して身狹桃花島坂上陵と曰ふ。凡そ兩地の交偏に舉ぐ可からず。必ず之れを號ぶに兩地を以てす。(孝德陵を大阪廢長陵と號ぶも亦然り。)益田の池の碑に云ふ、龍寺を左にし、(龍蓋寺と謂ふなり。世に岡寺と稱する者是れなり。)鳥陵を右にすと、鳥陵は即ち桃花島坂上の陵にして、其の語を省けるなり。(性靈集の注に、鳥陵を白鳥陵と爲す。史を按するに、當さに琴引原に在るべし。蓋し今の大原谷村の地なり。)陵地今の大鳥谷村と爲す。此れより東南は即ち益田池の故地なり。故に右すと云ふなり。身狹の訛、三瀬と爲り、三瀬村は乃ち其の東に在り、又其の東石川村に劍池有り。(林(白河城)一由(栗田山)より說也。)孝元陵は、劍池の島に在り。(諸陵式に、劍池島上陵は、兆域東西二町、南北一町。)是れ身狹の東、「按するに」應神帝十一年十月、劍池を作る。然らば則ち此の池を穿つこと、陵を築くより後る。而して陵號は乃ち池に取る。池を名づけて劍と曰ふ。未だ其の故を知らざるなり。古事記に、劍池、中間に作る。今其の地を呼ひて劍淵と曰ひ、陵を中山冢と曰ふ。

天武、持統は合葬せり。其の陵は檜隈大内の丘に在り。(諸陵式に、檜隈大内陵は、兆域東西五町、南北四町。)檜隈は、是れ身狹の東南、謂はゆる輕の舊都なり。(按するに)輕は、古時蓋し廣し。懿德帝輕に都し、曲狹宮に居る。孝元帝輕に都し、境原の宮に居る。應神帝輕に都し、豐明宮に居る。

豊明宮の趾は、即ち今輕村なり。(三瀬村の西に入幡廟有り、此れを以て宮趾と爲す。然れども其

(113)

の地甚だ狭し。取らざるなり。而して境原を距る東北數町、謂はゆる大内の丘、當時蓋し其の宮内に在るを以て之れに名づけしに、乃ち輕村に在り。(丘北の田畠、土俗輕大臣の宅地と爲す。疑ふらくは、是れ輕大寺の訛なり。凡そ舊宮地、必ず佛寺を稱ひ、以て之れを異にする。蓋し中古の風習、然らば則ち輕大寺は、故是れ宮の地なり。) 檜隈の名、始めて雄略紀に見ゆ。(檜隈氏便有。) 又其の後、宣化帝檜隈に都し、廬入野、宮に居る。其の趾は、即ち今の檜隈村なり。而して檜隈坂台は、是れ少しく西北にして、今の平田村と爲す。其の北丘を踰れば、則ち益田、池の故地、其の碑文但檜隈を載せて、復輕の地と稱ばず。因つて以爲らく、是の碑を建てし時、或は輕を併せて以て檜隈と爲すか。然らずんば檜隈の名、之れを大内、陵に冠するを得ず。後世輕と檜隈と各別れて一村落と爲る。猶京の栗田、中世名改まりて白河と爲り、今又別れて一村、(白河村)一山、(栗田山)と爲るが如し。大内陵然とし崇し、今呼んで丸山と爲す。名を其の形に取るなり。欽明帝の世、檜隈の人、は駿駒といふもの有り。善く超ゆ、乃ち大内の丘と壑とを越ゆること十八丈、大内丘は高きを以て名あること已に然り。陵を治むること、蓋し此れに因る。其の高壯亦宜ならずや。此の陵を檢するに、墳壇を爲ること三成にして南面し、其の中等の上に羨門有り。石を累ねて之れが隣を爲る。隣の深さ三丈可かりにして室有り。之れを築くに甃を以てし、之れを覆ふに巨石を以てす。崇さ廣さ皆丈餘石棺二有り。一は北に在りて南面し、一は東に在りて西面す。因りて以爲らく、其の南面は天武な

る。西面は持統なり。(廟陵記に、或人の説を引きて云ふ、大内陵は淨御原村の西に在り。今淨御原村無し、但し是の陵の東に上居村有り。土人云ふ、上居は淨御の音亂れて認れるなりと。)

欽明陵は、阪合に在り。(諸陵式に、檜隈坂合陵は、陵域東西四町、南北四町。) 其の南なり。(接するに) 平田村の古墳此れなり。今其の北丘を阪中と曰ふ。即ち阪合の訛せし所。推古帝二十八年、砂礫を以て檜隈、陵を葺く。今之れを檢するに、果して然り。故を以て或は石山と號す。聖德太子傳記に曰く、檜隈寺は、欽明天皇の宗廟なり。今檜隈村の道昭寺は、蓋し其の遺構なり。尙九層の石浮屠有り。相傳ふ、聖德太子の建つる所、且つ俗に之れを、欽明陵と謂ふは、即ち陵廟の稱、互に通するを以てなり。

文武陵は、安古岡に在り。(諸陵式に、檜隈安古岡上陵の兆域、東西三町、南北五町。) 過ち又其の南なり。(接するに) 陵上の孤松茂翳するを以て、今高松山と呼び、一に美賛佐伊と名づく。

齊明陵は、越智岡に在り。(諸陵式に、越智岡上陵は、兆域東西五町、南北五町。) 越智は、乃ち檜隈の西地なり。(接するに) 越智村の西は、則ち車木村なり。土人傳ふ、是れ齊明帝の葬に、其の靈車の來り止る所、因りて名づけて車來と曰ふ。來今本に作るは音同じきなり。其の車岡は、崇さ數十仞、呼んで天皇山と爲す。是れ蓋し山陵なり。又其の側、陪葬する所の如き者も之れ有り。天智紀に、大田皇女を越智岡に葬るは、或は即ち此の類なり。神龜十四年五月、越智陵崩ること長さ十

一丈、廣さ五丈二尺、勅して之れを修理し、使を遣して幣を奉る。今之れを檢するに、果して朽壞して崩れ易きこと有り。又越智軍記に、兵を越智陵邊に置きて、之れを守ることを載せて云ふ、茅原の東に巒嶺有り、志貴奈美、伊佐羅波山と號すと。齊明天皇を藏め奉る所の處と。因りて以爲らく、志貴は布なり、奈美は、列なり。山の形勢東西に施靡布列するを謂ふなり。伊佐羅は、大和の方言に、崩を謂ふこと明けし。崩山とは、此れを指す。的に茅原の東に在り。

右十陵は、高市郡に隸す。

孝昭陵は、掖上博多山に在り。(諸陵式に、掖上博多山上陵は、兆域東西六町、南北六町)「接するに」神武帝の三十八年に、中國を巡り、掖上嚙間山に登ると。(今國見山と呼ぶ)。孝昭帝掖上に都し、池心宮に居る。今の池内村は、即ち其の趾、嚙間山の西北に在り。又博多山は、池内の西北に在り。並びに之れに蒙らすに接上を以てす。接上は是れ此の間の總名なること知るべし。博多山は、今天皇山と呼ぶ。上に祠有り、孝昭の祀を奉す。其の地は、三室村(池内村の西隣を室村と曰ふ、室は是れ)孝安帝秋津島宮の在る所。今古墳有り、石棺一片、其の上に暴露す。里老相傳ふ。此れ亦孝昭陵なりと。夫れ孝昭の葬は、孝安の三十六年に在り。意ふに、稽延此に至るに應せす。更に舊事記に據るに、元年八月之れを葬ると書するときは、則ち孝安、孝思の深き、蓋し初め近く其の居る所の室地に葬り、朝夕之れを觀望し、晩年に及びて地をトし、博多に改葬せしなり。且つ其の

三室と曰ふ、或は陵の舊號に仍る。三は本御と爲す者之れを尊ぶの稱。)

孝安陵は、其の東の玉手丘に在り。(諸陵式に、玉手丘上陵は、兆域東西六町、南北六町。「接するに」蓋し此の間亦當に接上に隸すべし。而して諸陵式に、之れを冠せず、略して言ふのみ。今陵の在る所を宮山と曰ふ。其の上に祠有り。(玉手丘の東南に舊冢有り、呼びて罐子山と爲す。名を其の形に取るなり。然れども之れを檢するに、實に是れ宮車の象、而して左右に二三圓冢あり。蓋し陪葬する所の者、人或は以爲らく孝安陵と、非なり。孝安、孝元の二陵は、未だ宮車に象らず。而して孝安獨先づ是の如きを得んや。玉手一に玉田と爲す。是れ昔時宿禰邑なり。反正の喪に當り、玉田宿禰職として其の殯を護りて共せず、家に淫飲す。已にして罪を懼れ、朝使を路に殺し、而して武内の塙域に匿る。武内は是れ玉田氏の祖。此れに由りて之れを觀れば、謂はゆる罐子山は、蓋し武内の丘墳にして、其の孫宿禰の匿れし處、亦以て備考すべし。)乃ち越智の西南の地、此れより其の南芳野山を指すべし。

右二陵は、葛上郡に隸す。
後醍醐陵は、芳野山藏王堂の東北に在り。(正統記、應仁記、年中行事、太平記)「接するに」塔尾陵と呼ぶ。昔時陵前に如意輪塔あり。之れに名づけしなり。

右一陵は、芳野郡に隸す。

崇峻陵は、倉梯岡に在り。（諸陵式に、倉梯岡既には陵地無し。）芳野の東北は多武峰にして、其の東北の麓は、是れを倉梯と爲す。「按するに」崇峻陵臣に處せらるゝ所と爲り、即日に之れを葬る、是れ葬を成さざるなり。意ふに其の陵應に他に比すべからず。而して今之れを檢するに、其の石を以て玄室と爲し、呼ひて巖屋山と曰ふ。（一に赤阪山と名づけ、一に御陵山と名づく。）頗る高壯、蓋して一朝の治む所に非ず。壽藏を治むること、當時已に俗を爲す。乃ち聖德太子が磯長の墓、蘇我蝦夷父子新漢大陵小陵の若き是れなり。崇峻陵も亦壽藏なるか。然らざれば、葬るに能く其の速なること此の如きを得んや。地、蹊間に傍ひ甚だ隘く、之れが兆域と爲すことを得す。諸陵式に曰く、陵地無しと。其れ此れの謂ひか。

右一陵は、十市郡に隸す。

舒明陵は、押坂内に在り。（諸陵式に、押坂内陵は、兆域東西九町、南北六町。）〔按するに〕今墳壇山と呼ぶ。墳三は、故に斯の名を得たり。

倉梯の北を押坂と爲す。又其の北は三輪、三輪より北、纏向の西、是れ山邊に走く道なり。其の崇神陵は、山邊道上に在り。（諸陵式に、山邊道上陵は、兆域東西二町、南北二町。）勾岡と曰ふ。（古事記）〔按するに〕今呼びて向山と爲す。蓋し勾と向と字形近似せるを以て、遂に謬れるのみ。陵の傍は、溢谷村、即ち山邊の古道にして、西は今の道を距ること四町餘り。

景行陵は乃ち其の北に相並ぶ。（諸陵式に、山邊道上、陵は、兆域東西二町、南北二町。）〔按するに〕更及び諸陵式に、崇神、景行二陵は、並びに但、山邊道上と書きて、其の孰れか南北と言はざるなり。然れども、今南なる者を以て、定めて崇神と爲す。則ち北は是れ、景行たることを知るべし且つ、景行の御名は、忍代、而して北陵は呼んで忍代山と爲す。即ち古の遺言なり。古は質を尚び、上下相名いうて敢て諱まず。乃ち陵號の如き、或は御名に因り、「一にして已ます」（仲哀陵を仲津山と曰ひ、應神陵を譽田山と曰ひ、清寧陵を白髮山と曰ふ。此れ皆其の御名に仍るなり。反正の盾井、安康の保天堂、仁賢の牡計山等も、亦御名に因りて訛せしなり。陵の傍は柳本村にして、北は釜口に隣る。

右三陵は、城上郡に隸す。

光仁陵は、田原の東に在り。（諸陵式に、田原東陵は、兆域東西八町、南北九町。）田原は是れ寧樂の東南にもて、寧樂の南は乃ち山邊道なり。（按するに）諸陵式に、之れを東陵と曰ふ。其の西陵に對するを以てなり。西陵は是れ、光仁帝の父施基皇子の墓なり。（帝の極に登るに及んで、追稱して西陵と爲す。今西田原村に古墳あり、呼んで君之平と爲す、此れなり。）田原別けて二村と爲す。其東村の東に古墳あり、呼んで王墓と曰ふ。此れ即ち東陵なり。然れども其の荒穢に就き、未細に侵され、象りて以て宮車と爲す所復見るべからず。更に之れを考ふるに、今京郊の諸陵、惟文德獨宮

車に象る、其の餘は蕞爾たる圓丘にして、平地の築く所、復舊の如き無し。此れ、光仁より既に然る有るか。必ずしも其の殘れるにあらざるなり。

開化陵は、寧樂春日郷率川阪^{ナラカスガノイハシ}上に在り。(諸陵式に、春日率川阪上陵は、兆域東西五段、南北五段、「するに」)今奈良念佛寺の地に古墳有り、此れなり。率川は、其の源春日山に發し、此の南を經て西す。兆域方面縦に五段。昔時蓋し京邑に郊するを以て、市塵に迫られて此の如く狹きを致すのみ。豐武陵は、春日の北なる佐保山の南に在り。南陵と曰ふ。(諸陵式に、佐保山南陵は、東四段西七町、南北七町。「按するに」今眉間寺の地たり。之れに殘削せられしが爲めに完きこと無きなり。然れども、猶其の跡を檢すれば、則ち後岡は圓にして、前岡は方、宮車に象る所尚存すること有り。北陵無くば何を以て之れを南と謂はんや。凡そ地の偏る處は必ず稱するに其の偏る所の一方を以てす、必ずしも對を取らざるなり。(仲哀陵を、惠我長野西陵と曰ふ。然れども對して東と爲す無き是れなり。佐保は又西陵東陵有り。東陵は是れ 聖武皇后藤原氏、西陵は是れ 文武皇后藤原氏なり。(文武皇后の陵、今呼んで大黒^{ダクコ}柴と爲す。蓋し其の火葬の所と云ふ。后を尊んで大后と爲す。大黒は其の音の訛れるなり。其の邊石面に刻みて狐の如き者七枚有り。或は云ふ、狗形なり、狐に非ずと。古時隼人の職、宮門を守るものを狗吠と爲す。故に大喪に臨み、亦狗形を以て梓宮の傍に置く。聖武後の陵は、今其の所を喪ふ。)

光明陵は、奈保山に在り。東陵と曰ふ。(諸陵式に、奈保山西陵は、兆域東西三町、南北五町。)奈保は乃ち佐保の西、謂はゆる平城舊都の北郊なり。「按するに」今奈良の西を距ること十八町、法華寺村と爲す。是れ皇居の趾なり。二陵は即ち其の北、今東に在る者を呼んで大奈閉^{オオナヘ}と爲し、西に在る者を小奈閉と爲す。奈閉は、奈保の訛れるなり。大小は、以て前後の世次を言ふなり。

平城陵、楊梅陵と號す。(諸陵式に、楊梅陵は、兆域東西二町、南北四町。)當時蓋し栽うるに楊梅を以てし、而して號する歟。乃ち舊都の少しく西なり。「按するに」廟陵記に云ふ、法華寺の西南に楊梅天神祠有り。即ち其の北陵此れなり。(元正陵の西北大家有り。或は妄に認めて平城陵と爲す。諸陵を觀るに、當時蓋し皆陵を造ること卑小、獨り平城にして然るを得るか。此れ殊に疑ふべし。更に之れを考ふるに、仁德の皇后岩之姫、奈良阪に葬る。或は此れか。史及び諸陵式載する所、古の后妃惟神功と巖之姫とのみ。蓋し其の他の墓制率ね是れ卑小、艸野の間累墓焉、後世得て知るべからず。獨り奈良阪の墳の如き即ち其の高莊を以て世世目る所なり。史及び諸陵式安んか諸れを取文らん。蓋し他無し、亦其の高莊を以てなり。

右六陵、添上郡に隸す。

(120) 垂仁陵は、菅原の伏見に在り。東陵と曰ふ。(諸陵式に、菅原伏見の東陵は、兆域東西二町、南北二町。)

安康陵は、乃ち其の西に在り。西陵と曰ふ。(諸陵式に、城狹盾列池上陵は、兆域東西二町、南北二町。)〔按するに〕陵の傍に鳥居有り。土人歲時に后の祀を奉ずるなり。〔廟陵記に史を引いて曰く〕承和元年盾列山陵災異有るを以て、圖錄を閲して之れを觀れば、北は則ち神功后、南は則ち成務帝の陵なり。因つて疑ふ、今の指す所亦承和以後、更に復其の誤りを傳へしなり。然りと雖も、諸陵式は是れ延喜中論定する所、豈誤り有らんや。蓋し承和に關する所、反て是れ誤り有り。而して當時未だ深く之れを考へすと云ふのみ。)

西北は則ち孝謙陵、高野に在り。(諸陵式に、高野陵は、兆域東西五町、南北三町。)〔按するに〕史に佐貴高野山陵に作る。佐貴は狹城なり。式に之れを冠せず、略言するのみ。(孝謙は、史に高野天皇と稱し、正統記に高野姫と稱す。其の文を按するに、則ち高野陵は孝謙の若く然り。)

右五陵は、添上郡に隸す。

孝靈陵は、傍丘馬阪に在り。(諸陵式に、傍丘馬阪上陵は、兆域東西五町、南北五町。)傍丘は是れ舊都の西南にして、其の西は葛城山に並び、南に延他する者、里所因つて傍丘と號す。馬阪は其の西北にして、葛城の麓なり。〔按するに〕大和の西偏は古の葛城國なり。後世分れて二郡と爲り、葛上葛下と曰ふ。葛下は即ち傍丘の西地、謂はゆる片岡、莊なり。片岡、葦田、池及び片岡氏の城は、並びに

下牧に在り。片岡は則ち傍丘なれば、則ち其の城池の在る所の牧地と、果して是れ傍丘なり。馬阪は今之馬瀬阪達磨寺の西に在り。獨其の地は、西山に是れ麓して傍丘と隔離すること數町。因つて知る、傍丘は西山に非るも、而かも其の名泛く此の間に蒙る、或は西山を指して傍丘と曰ふは認なり。(孝靈帝の孝元六年此に葬ると。稽延)に何ぞ爾る。或は其の改葬して然るか。然らば則ち其の故陵何れに在るか。黒田は、孝靈の都する所、其の地陵墓の類累々在る有り。亦考に備ふ可し。)

顯宗陵は、傍丘、磐杯に在りて、南陵と曰ふ。(諸陵式に、傍丘磐杯丘南陵は、兆域東西二町、南北三町。)磐杯は傍丘の南隅なり。武烈陵は、乃ち其の北に相並びて、北陵と曰ふ。(諸陵式に、傍丘磐杯北陵は兆域東西二町、南北二町。)〔按するに〕磐杯の名久しく之れを喪ふ。今傍丘の間磐字を以て磐石の處を尋ねるも、卒に之れ有る無し。更めて音に因つて考索すれば、凡そ磐を祝とは音を假り通用す。磐樟船の類、祝つて之れを神にするなり。古事記に、石作速を石祝作速に作る。祝の字は是れ荀、即ち石の音注其の本文に混入せし者なり。磐杯は蓋し壽藏、其の名を祝つて之れを築くに取る。今傍丘南隅を岡莊と爲す、即ち片岡の別莊の名なり。築山村有り、其の南を陵家村と爲す。而して南北各古墳を存す。因つて以爲らく、築山は是れ磐杯、磐を省き、杯更りて築と爲るなり。陵家は嘗て陵戸を守くを以て之れに名づく。今之れを検すれば、則ち北陵は甚だ高莊、武烈の壽陵は其の侈想ふべし。而して南陵は乃ち平地の築つく所、頗る卑小、顯宗の天下を保つや仁儉を窮ら

す、亦其の驗ならずや。(史記酷吏傳に、張湯調られて茂陵尉と爲り、方中を治す。漢書音義に曰く方中は陵上の土を方に作るなり。蘇林曰く、天子即位、豫め陵を作りて之れを諱む、故に方中と言ふと。是れに由つて之れを觀れば、古時本朝亦嘗て然る者有るか。以て考に備ふべし。○大和志に北陵を以て茅停皇子の墓と爲す。諸陵式に、茅停皇子の墓は、葦田池に在りと。是れ即ち傍丘の北陵なり、此に非るなり。)

右三陵は、萬下郡に隸す。

河内の山陵凡そ十有三所

仲哀陵は、惠我長野に在り。(諸陵式に、惠我長野西陵は、兆域東西二町、南北二町。)惠我長野は、石川に濱して南北に長し、陵は其の西偏に居る、故に西陵と曰ふ。「按するに」呼んで仲津山と爲す、古來傳ふる所、仲哀の御名に仍るなり。

允恭陵は、乃ち其の東北に在り、北陵と曰ふ。(諸陵式に、惠我長野北陵は、兆域東西三町、南北三

町。)[按するに]呼んで市野山と爲す。此の地は故是れ謂はゆる餌香市邊なり。(朝香即ち惠我)今國府村と爲す。(或は以爲らく、市邊、王押磐が墓なりと、然れども他徵する所無し、取らざるなり)應神陵は西陵の南に當る、謂はゆる惠我藻伏山陵なり。(諸陵式に、惠我藻伏山陵は、兆域東西五町南北五町。)[按するに]呼んで譽田八幡山と爲す。其の郷名と神號とを併用するなり、廟に因つて祀

る。地の南古市に隣す。故に其の縁起に曰く、古市郡長野山に葬ると。(縁起に又曰く、欽明天皇二十年二月十五日、勅して陵前に社を立て、此の祀を奉す。)長野は明かに是れ此の間の總名なり。今西北の二陵皆長野に繋る、而して此の陵獨長野、南陵と言はざるは何ぞや。蓋し藻伏の名古より大に聞ゆ、即ち其の地方詳にいふに足らざるなり。藻伏は、古事記に爰伏に作る。注に百舌鳥と曰ふ。百舌鳥は本是れ和泉の地名なり。因つて疑ふ、此は彼れより改葬して其の舊號に仍り、遂に陵地の故名を喪ふ。故名は蓬累丘と曰ひ、神武紀に見ゆ。且つ百舌鳥、八幡神祠に相傳うて改葬の説有り。今疑ふ所の如し。其の八幡の山巍然として宮車に象る者は、蓋し其の故陵なり。書紀に葬ると言はず。古事記に云ふ、裳伏山陵に葬ると。而して其の年月を闕く。蓋し追つて之れを筆し、未だ改葬せしや否やを詳にせざるなり。古史の意も亦從つて知るべし。

右三陵は、志紀郡に隸す。

雄略陵は、高鷲原に在り。(諸陵式に、高鷲原陵は、兆域東西三町、南北三町。)是れ長野の西。[按するに]島原村に古墳有り。其の形圓にして環すに溝を以てすと此れなり。呼んで丸山と爲す。今觀る所を以てなり。然れども遠きより之れを眺むれば、其の地勢隆然、謂はゆる宮車の象以て想見すべし。末耜の殘餘幾に其の圓を観る。悲しいかな、高鷲の名久しく之れを喪ふ。但陵南に僧寺あり、取つて以て寺地の山號と爲す。

其の南は埴生阪、埴生は今訛して羽曳と爲る。)

仁賀陵は、埴生の阪本に在り。(諸陵式に、埴生陵阪本陵は、兆域東西二町、南北二町。)[按するに]今杜計山と呼ぶ。其の御名訛する所、御名は於計なら。

右二陵は、丹比郡に隸す。(今分ちて南北二郡と爲す。高齋は丹北なり、埴生阪本は丹南なり。)其の南阪門なり。(埴生阪也。和名抄に、鄉名尺度。尺度は即ち阪門。今阪田村有り。蓋し其の訛れるなり。又阪門池有り。)

清寧陵は、阪門原に在り。(諸陵式に、阪門原陵は、兆域東西二町、南北二町。)[按するに]呼んで白髮山と爲す、其の御名に仍るなり。其の地は西浦村なり。而して其の東は古市、即ち惠我長野の南。安閑陵は、古市、高屋丘に在り。(諸陵式に、高屋丘陵は、兆域東西一町、南北一町。)[按するに]明應の氣に、島山尚慶、城據す。故に今高屋、城據と呼ぶ。(諸陵式に、安閑・春日皇后が高屋、墓は、兆域東西二町、南北二町。)山陵と自ら兆域を別つ。史に之れを合葬と謂ひは、地の相隣るを以て之れを認るのみ。今八幡の神を祀る、此れなり。

右二陵は、古市郡に隸す。

古市の東南は磯長。

敏達陵は、磯長に在り。中尾陵と曰ふ。(諸陵式に、磯長中尾陵は、兆域東西三町、南北三町。)[按するに]

葉室村の西に古墳有りとは此れなり。其の形宮車に象る。史に據れば、初め廣瀬に殖すと。

(廣瀬郡に仁基山、酸山有り、皆帝陵の形なり。疑ふらくは、其の一は是れ敏達初葬の墓にして、史には誤つて殯と爲すも亦知るべからざるなり。崇峻の四年、其の后妃廣姫を磯長陵に祔すと。)

(廣姫は、敏達の四年を以て薨す。因つて帝王后妃、陵制故、皆同じきことを知る。)

用明陵、其の東北に在り、原陵と曰ふ。(諸陵式に、磯長原陵は、兆域東西二町、南北三町。)[按するに]

春日村の古冢此れなり。古事記に、此れを以て中陵と謂ふ。蓋し西南には則ち中尾、東南には

則ち山田、東北には則ち大阪と磯長、西北には則ち聖德太子の墓、杭として相望む。

推古陵は、其の北に在り。大阪磯長陵と曰ふ。(諸陵式に、大阪磯長陵は、兆域東西五町、南北五町。)大阪と磯長とは、地相接す。而して陵其の際に介まる。故に名を兩地に取れり。〔按するに〕山田村の古冢、北山と稱する者此れなり。大阪は是れ葛城山の河内より大和へ躰ゆる處なり。

右四陵は、石川郡に隸す。

後村上陵は、檜尾山觀心寺の地に在り。(鳩嶺雜事記、觀心寺記)檜尾は、磯長の南なり。〔按するに〕寺後山中岡墳有り、廣さ二丈ばかり。寺僧歲時祀を奉す。

右一陵は、錦部郡に隸す。

和泉の山陵凡そ三所

仁德陵は、百舌鳥耳原に在り。中陵と曰ふ。(諸陵式に、百舌鳥耳原中陵は、兆域東西八町、南北八町)

〔按するに〕仁德帝六十七年冬十二月、河内石津原に幸し、陵地をトす。其の陵を營む時に方り、奔鹿有り、役所に入りて斃る。乃ち之れを異みて、其の瘡痍を探れば、則ち百舌鳥有り耳中より出で針ハリ去る。耳は己に之れに昨傷せらる。因つて其の地を命じて百舌鳥耳原と曰ひ、遂に又陵號と爲る蓋し壽藏は此れより始まる。凡そ陵を營ひや山に因る。然れども其の高莊巍巍として仰ぐべき未だ此の如く其れ大なるは有らず。帝の天下を理むるに仁儉を以てして、其の自ら壽藏を營む、獨何を以て侈なるや。蓋し山陵は、祖宗の祀を奉じ、仁孝の誠を致す所以にして、聖人の制を建て訓を垂れ、天下を以て其の親に儉せず、乃ち厚きを以て其の子孫を待ち、敢て自ら其の葬を薄うせず。今に至つて土人之れを仰ぎ、號して大山陵と曰ふ。後世の國恤率ね其葬を火し、或は塔を以て山陵に擬し、僧喪祭を司る。儉に居ると曰ふと雖も、禮此れより亡ふ。夫れ喪祭は禮の大經なり。大山陵を仰ぎて之れを侈りといふ者は、羊を愛するの類なり。與に禮意を議するに足らざるなり。天平寶字二年河内を割きて和泉國を置き、百舌鳥焉れに隸す。古事記に、百舌鳥、毛受に作る。毛受村は石津村の隣なり。履仲陵西南に在り。南陵と曰ふ。(諸陵式に、百舌鳥耳原南陵は、兆域東西五町、南北五町)〔按するに〕呼んで美贊佐伊と爲す。石津村の北に在り。又正陵、西北に在り、北陵と曰ふ。諸陵式に、百舌鳥耳原北陵は、兆域東西三町、南北二町)〔按す

るに〕今其の溝を呼んで盾井之池と曰ふ。盾井は、丹治比の訛、其の御名に仍るなり。和泉界邑東郊に在り。(河内藤井寺西南の古墳、宮車に象る。土人傳ふ、是れ 反正陵なりと。夫れ 反正は、允恭の六年を以て耳原に葬る。則ち初葬或は彼に在り、而して史に之れを殯と謂ふ。蓋し其の謬る所なり。三島は、丹波、淡路、讃岐、佐渡凡そ七國の山陵、各一所。

攝津、丹波、阿波、淡路、讃岐、佐渡凡そ七國の山陵、各一所。三島は、丹波、淡路、讃岐、佐渡、丹波、阿波の古冢此れなり。呼んで茶臼山と爲す。其の頂面處有るを以て、之れに名づけしなり。然れども宮車に象り、之れに環する溝を以てし、舊に依る。(三島は今割いて上下二郡と爲し、上島と曰ひ、下島と曰ふ。藍野陵は乃ち其の交に在り。而して隸する所は、是れ下島郡なり。)

光嚴陵は、丹波桑田郡の山國に在り。(太平記に、初め伏見光明院に居る。其の京を去ること甚だ近きを以て、去つて山國に隠れ、遂に崩すと。〔按するに〕山國村は常勝寺に在り。即ち其の火葬の處、今塔廟存す。山國村は常勝寺に在り。常勝寺は、丹波桑田郡の山國に在り。其の京を去ること甚だ近きを以て、去つて山國に隠れ、遂に崩すと。〔按するに〕山國村は常勝寺に在り。即ち其の火葬の處、

土御門陵は、阿波板野郡の里浦に在り。(紹運錄、東鑑、增鏡、要記、保曆間記、百鍊抄に並びに云ふ、承久三年土佐に遷り、尋で阿波に遷り、寛喜三年十月十一日阿波に崩すと。然れども皆其の里浦に葬

ることを載せず。之れを略せしなり。明月記に、天福元年十二月、母后承明院、帝の爲めに金原御堂を營み、御骨を移葬すと。故増鏡に、寛元元年十月、十三忌の法會を金原に修むと。吉續記に、文永十年七月、山陵使を金原に遣すと。金原は蓋し乙訓郡の西郊謂はゆる御堂にして今は亡ぶ。「按するに」板野は、海に緣り、洲嶼の間、今無養莊と稱す。里浦は、是れ洲中の一村落なり。石塔有り、土人誰の墓たるを知る莫し。但、歲十月十一日、父老其の前に齋し、以て通夜す。古來以て然り。十月十一日は、即ち是れ 土御門の御忌、蓋し其の喪に方るなり。民の悲哀何如ぞや。今に至るも、尚猶齋を置き祀を奉じ、其の遺跡を失はず。此れ僅に徵すべきのみ。

廢帝陵は、淡路三原郡に在り。(諸陵式に、淡路陵は、兆域東西六町、南北六町。「按するに」和名鈔に三原は、是れ國府の在る所、廢帝、孝謙の雄猶を以て、降して淡路公に封じて、其の府に幽す。既にして公憤りに堪へず、垣を踰えて逃る。國守佐伯助、掾高野並不等、兵を率ゐて之れを邀ふ。公還り其の翌暴かに崩す。則ち其の葬ること、當に府を去る遠からざるべし。府趾今洲本の治を距ること西南三里ばかり、市村と曰ふ。其の中、國司の館趾と稱ふるもの此れなり。乃ち其の西三町ばかり、古墳の在る有り。其の方二十步、森如たり。廢帝陵は、即ち此れなり。而して其の祠を野田宮と曰ふ。傍に在り。

崇徳陵は、讃岐阿野郡の白峯寺に在り。(白峯寺縁起、紹運錄)「按するに」白峯寺縁起に、山陵の在る所は、是れ其の寺の西北隅と云ふ。今之れを檢するに、孤墳岩壁の上に據り、封土高さ八尺、石牆以て之れを環らす。其の前に廟有り。帝の遺像を安じて以て祀を奉す。又左に母后的廟有り。(待賢門院藤原氏)右に山神廟有り。讃岐守源公、世能く堂宇の修を致す。嚴然畏敬すべし。(他陵は阿波及び薩摩の封内に在り、並びに其の國君も亦能く放はんことを欲す。)嗚乎亦異なるかな。僻陋陵寢有り。其の生や嘗て茲の土に幽辱せらるゝこと有り、而して死や長く威靈を見はし、祭れば則ち福を授く、之れを他の荒穢に就くに比すれば幸と謂つべし。

後鳥羽陵は、隱岐海部郡の荘田山に在り。(百鍊鈔、増鏡、東鑑、要記)増鏡に云ふ、北面藤原能茂、遺骨を收め京に歸りて、大原西林院に藏し、仁治二年二月、法華堂を大原に造り、遷しこれ置くと。西林に藏す以下、要記も亦之れに同じ。「按するに」刈田は、今の勝田山是れなり。勝田山の源福寺に塔廟有り。即ち其の火葬の處なり。

順徳陵は、佐渡^{サハグ}多郡の眞野山に在り。(後中記、平戸記、正統記、増鏡、紹運錄、要記、百鍊鈔、並びに云ふ、帝佐渡に崩すと。百鍊沙、紹運錄、要記に又遺骨を收めて大原法華堂に遷すことを載す。然れども皆葬地を闕く。「按するに」諸書並びに皆葬地を闕く、其の骨を收め京に歸るを以てあり。然りと雖も、眞野山、今に至るも陵寢の祀に奉じ、敢て弛廢せずと云ふ。讃岐、隱岐、阿波、諸陵の若き、亦皆其の國人に畏敬せらる。則ち邊鄙淳朴の風、此れ大に愛すべし。

の落葉、寒露吹きの個人の感想である。但し、筆調は餘り古風で、時代的ではあるが、當時の文風を如實に傳へてゐる。

關東後學 蒲生秀實稿

山陵志 卷之二

京郊の山陵、泉涌を除きて其の餘凡を二十有八所。〔按するに〕京師を平安と號す。其の四郊は是れ山城の都郷。蓋し 桓武の都を平安に奠めしより、累世の山陵、香刹、名藍を以て郊に布列す、其の麗易アキラを嘗て數十のみならんや。然れども喪亂の後、已に嘗て兵火に毀たれ、宋船に侵されて、残暴荒穢其の跡幾んど盡く。今に至るまで完うして以て存する所、蓋し幾も無し。且つ其の地名も亦變じ、在る所諦かならず。曠野の間、指定すべからず。史官の廢せられしより其の参考する所の諸書、率ね皆是れ家乘私記、其の説紛糾、適從し難し、將た何を以て徵せん惟、妙法王家藏する所の兩京古圖、其の地を推步し、頗る證すべき有り、以て左券と爲すに足る。而して其の悉し難き所は、乃ち有識を俟つ。

中宗を天智と曰ふ。天智陵は、山科郷に在り、是れを山科陵サンコウランと爲す。(諸陵式に、山科陵は、兆城東西十四町、南北十四町。)鏡山を背にし、京路に面す。(萬葉集に、額田王、山科陵を去る時賦せし所の歌中、鏡山の語有り。)〔按するに〕鏡山の前は是れ陵地、而して其の右傍に小祠有り、鳥居あり、土人歲時に祀を奉じ、幸に荒穢する所無し。世に隆汚有り、道に盛衰有りと雖も、天の有道を顧るること特に是の如く然り。陵の四野を御廟野と號す、廟の陵と俗言互に通す、又東南に村落有り、陵

村と曰ふ。乃ち大津に隣す、大津は是れ、中宗の都する所なり。(廟陵記に云ふ、山科陵は、石棺暴され、而して其の蓋外に遺棄せらる。今之れを檢するに然らず。其の陵の狀圓なる者は、此れ用明以來の制なり。然らば則ち其の内應に玄室有るべし。其の制度嚴密、苟も陵ならば殘毀せず。

則ち石棺の蓋外出するを得ず。陵に於て尙殘毀する所無ければ、則ち棺獨何を以て暴されんや。陵前に方石有り。其の上平かにして廣く、長さ若干尺、呼んで履石と爲す。蓋し奉幣使宣命の處なり。人或は云ふ、此の石嘗て外に在り、後移して此に致し、以て其の初めに復す。嚮に以て石棺の蓋と爲すは、謬り認めて此れを指すと。)

京の東郊を粟田郷と曰ふ。(此れ古郷の名なり。中世其の稱を更に白河と爲すは水名に因るなり。白河の名も亦廢す。而して今三條に粟田山有り。淨土村の北に白河村有り。其の遺僅に存す。)其の之れに繼ぎて東すれば、即ち山科郷なり。而して京路の南、岐れて伏見に走りて、醍醐に由る。醍醐陵は、醍醐寺の北、笠置山の西に在り。(略記、貞信公記)○貞信公記に云ふ、四面八十町、穴の深さ五尺、方三尺、校倉高さ四尺三寸、縱横各一丈、校倉蓋し其の墳中藏めて梓宮を安ぐ者、四面八十町、是れを擬して兆域と爲せば、則ち甚だ廣きに似たり。恐らくは乃ち八町にして十字を衍するなり。著聞集、李部王記、並びに醍醐寺北山陵と稱す。故小野寺の地なり。(略記)○江次第に、陵所を以て醍醐寺の地、曼陀羅寺の丑寅と爲す。山槐記に、陵所を號して曼陀羅寺と曰ふなりと。更

草言傳に據るに、仁海僧正、曼陀羅寺を小野に建つと。併せて之れを觀れば、謂はゆる小野寺は、即ち曼陀羅寺是れなり。山陵其の寺中に在るを以て、故要記、永正年代記、並びに小野ノ帝と稱せしなり。(是れを後山科陵と爲す。(拾芥抄、山槐記)○按するに)今陵地平坦、草莽穢蕪、然れども從つて之れを捨すれば、固より聖傷して然るに非るなり。蓋し嘗て其の上に塔す、而も塔は兵亂の間除去せらるゝ所と爲るか。朱雀陵も亦然り。(李部王記に云ふ、山作使卒都波三基を陵地に立つと。知んぬ是れ卒都波を以て山陵に擬し、其の之れを埋むる必ずしも高封せざることを。)朱雀陵は、乃ち其の少しく南(略記、要記、帝王系圖、大鏡裏書並びに云ふ、遺骨を醍醐陵の側に安くと。然れども其の火葬の處、記する所一ならず。略記に愛宕山と爲し、大鏡の一説に鳥部野と爲し、編年記の一説に法性寺の東、中尾南原と爲す。今帝王系圖、大鏡裏書、要記に従ひ、來定寺に火葬するを以て其の實を得たり。爲すなり)而して醍醐寺の東。(李部王記)〔按するに〕醍醐陵を去る南三町可り、家人の屋後に在り。地を陵町と名づくるなり。

右三陵は、宇治郡に隸す。

桓武陵は、柏原に在り。(諸陵式に、柏陵は兆域東八町、西三町、南五町、北六町、丑寅の角二岑一谷を加ふ)醍醐より南なり。其の地は、乃ち深草山を通じ、伏見と爲す。(按するに)柏原の名久しく廢す、其の地認め難し。廟陵記に、山槐指南を引いて云ふ、稻荷山の南は、則ち極樂寺の趾、今はれ

を寶塔寺と爲す。其の南は則ち霞谷にして、是れ仁明帝の陵所なり。又其南は伏見の山、柏原
有り。是れ桓武帝の陵所なり。式條光城、及び山槐記載する所に據り、當時の地圖を閲するに、
即ち今之伏見の城山、古御香、大鷦鷯谷等の地、總て是れ皆柏原なるときは、則ち陵の在る所想ふに
當に城の中央に在るべし。蓋し城を築く時、毀壞せらる。又按するに、仁部記に、文永十一年、盜
柏原山陵を發くを以て、諸陵察、上言す。其の狀に曰く、御所の嶺、東西一丈三尺、南北一丈六尺、
發掘、上石を以て塞ぐに似たり。又云ふ、作の陵登ること十丈、墳の圍八十五丈。明けし、是れ全
體必ず卑小ならず、而して今其の所を問へば、認の難きに終ふときは、則ち城を築くに墳るゝと云
ふこと、果して然るなり。(廟陵記に、今呼んで金家松山と曰ふ。恐らくは其の葬る所の處)嗟其の
城亦已に墟、桑海の感又奚ぞ耐へん。

仁明陵は、深艸山に在り。是れを深艸陵と爲す。(諸陵式に、深艸陵は、兆域東西一町五段、南北五段、北
二町。)醍醐より西、柏原より北、故の嘉祥寺の地なり。(中右記、江次第)霞谷と號す。(今古集、文屋
康秀が深艸陵忌日歌中に、草深き霞カ谷の語有り。)〔按するに〕嘉祥寺の趾は、即ち今之谷口村なり。
谷は霞ヶ谷の谷語を省けるなり。古圖に據れば、由陵果して在り。其の西貞觀寺の趾あり。貞觀八年
深艸陵四王を改定すと云ふ、西貞觀寺東垣に至り、北谷に至り、此の二方以て證を取るに足る。(近
世安人出の陵側に榜して、桓武天皇御陵と曰ふ。甚だしいかな、物を欺くや。)

乃ち其の西に法華堂有り。堂を以て陵に擬せしなり。是れを後深艸陵と爲す。(康富記、伏見中陰
記)。伏見、後伏見同じく祔す。(伏見は、中陰記、皇年代略記に據れば、並びに云ふ、深艸に火
葬すと。中陰記に又云ふ、遺骨を後深艸帝の法華堂に祔すと。後伏見は、後代記、皇年代略記に
據る。並びに云ふ、嵯峨野に火葬し、遺骨を深艸法華堂に安くると。〔按するに〕深艸の安樂行院の中
庭に小堂有り、傳へ云ふ、是れ法華堂の趾。其の内に先帝の遺骨を安くるを以て、稱して御骨堂と爲
すと。古圖に據れば、後深艸、伏見、後伏見、後柏原、後奈良同じく祔し、五帝の陵と名づく。更
に泉涌寺の説に據るに、後柏原、後奈良は後之れを泉涌寺に遷すと云ふ。故に之れを除く。
此れより其の西を京の南郊と爲し、鳥羽と曰ふ。

鳥羽郷に塔三基有り。以て陵に擬す。白河陵は、其の西塔なり。故の成菩提院の地、(編年集成る、香
隆寺西邊に火葬すと。中右記には、此れを以て衣笠山東麓と爲す。而して遺骨を香隆寺に安くると云
ふ。夫れ衣笠の東麓は、即ち香隆寺の西邊なり。二書互に言つて其の一を擧ぐ。百鍊録に、天承元
年鳥羽三重塔に遷すとは、乃ち成菩提院を謂ふなり。故に吉記に、壽永二年遣す所の山陵使、其の
成菩提院に於て、則ち注して白河院と曰ふ是れなり。皇年略記に、神樂岡に葬るとあるは取らざる
なり。成菩提院の三重塔は、是れ百鍊録に據る。蓋し天仁二年建つる所。時に未だ其の級層を言は
ざるなり。更に長秋記及び中右記、要記、皇記に考ふるに、天永二年及び三年相尋で塔を鳥羽に建

つ、皆稱して多寶塔と曰ふ。則ち天仁に建つる所明けし。是れ三重塔にして成菩提院なり。(按するに)地今已に開墾せられ、尙其の田を謂つて成菩提院と曰ふ。其の中に圓丘有り、蓋し塔の基なり(里老相傳へ以て近衛陵と爲すは誤なり。)

鳥羽陵は、其の中塔なり。(愚管抄、百鍊鈔、要記、皇記、編年記、皇代記並びに云ふ、安樂壽院塔に葬ると。單に塔と言ふは、其の之れを略せるなり。帝王系圖に、稱して本御塔と言ふは是れなり。)近衛陵は、其の東塔なり。(要記、皇記、編年紀並びに云ふ、船岡の西に火葬し、權りに遺骨を知足院常行室に安くる。百鍊鈔に、長寛元年鳥羽の東殿・美福門院の塔に遷すと、此れなり。)並びに是れ安樂壽院なり。(安樂壽院は、其の僧相傳ふ、保延三年創めし所なりと。「按するに」山槐記に鳥羽皇嘗て二塔を鳥羽の東殿に創め、其の一を以て御骨を藏めしめ、一は之れを女院に充つと。女院は美福門院を謂ふなり。安樂壽院に相傳ふ、中塔は保延五年に成る、之れを本御塔と謂ふ。東塔は保元二年に成る、之れを新御塔と謂ふと。謂はゆる本御塔は、是れ鳥羽皇の最も尊ぶ所、故に其の落成するや、禪衆に詔して謂く、遷化の夕には、遺身を堂下に託すべしと。(安樂壽院に、今尙此の詔書を藏せり。)此れ其の明證なり。(紹運錄に、新御塔に葬る。來由記に、安樂壽院地に葬り、其の上に就きて五級の寶塔を建て、莊飾嚴麗、本御塔に准じ、其の内彌陀像を安きて新御塔と稱すと。此れ皆妄説なり。今取らず。)今其の趾に就いて堂を稱す。(相傳ふ、此の塔は、天文の兵火を以て毀

(と。)謂はゆる新御塔、是れなり。美福門院遣合して、別に己れを紀の荒河高野山に葬らしむ。(高野平野村に一丘有り、上に五輪塔を建つ、其の高さ三尺可也。銘曰く美福門院御菩提の爲めに奉るといふ。此れなり。)則ち其の内空虛、是れを以て、近衛の遺骨と焉に藏むるのみ。

◎右六陵は、紀伊郡に隸す。

淳和陵は、西岡郷物集村に在り。(史に物集村に葬り、御骨を粉碎して大原野西山嶺上に散すと。皇年代私記に亦云ふ、御骨を大原野に散すと。「按するに」諸陵式に、淳和陵を載せざるは、遺詔を以て其の骨を蘿粉して之れを野に埋ぐればなりと。物集村に、圓墳有り、車冢と曰ふ。里老相傳ふ、淳和帝の靈車を此に火くと。猶山陵に擬すべし。蓋し帝王の薄葬、嵯峨を以て始めと爲す。(嵯峨帝遺詔して曰く、夫れ存亡は天地の定數、物化の自然なり。朝に死して夕に葬らんと欲せば、宜しく棺を作ること厚からず、之れを覆ふに席を以てし、約するに黒葛を以てし、山北幽僻不毛の地を擇び、其の葬限三日に過ぎず、夜刻葬地を行ひ、從者二十人に過ぎざれと。)然れども、淳和に至りて其の爲す所亦已に甚だし。當時中納言藤原吉野諫めて曰く、山陵を起さざること古には之れ有ること無し。山陵は猶宗廟の如きなり。苟も之れ有る無ければ、臣子何を仰がんやと。聽かず。遂に其の葬り是の如く其れ慘を致すなり。夫れ、嵯峨、淳和兩帝は、中古の明主なり。其の遺風、後王焉れに則る。而して獨薄葬に於ける者誠に憾じべしと爲す。(仁明帝遺詔して、布帛を以て絹羅に代へ、鼓吹

(129)

方相を停む。而して文徳の葬禮には、乃ち謂ふ、皆儻約に從ふこと、一に仁明の故事の如しと。

而して其の前例へ變へしは、唯方相有るのみ、清和・宇多も亦遺詔例に依り、以て其の葬を火し山陵を起さず。百官及び諸國に令して、哀を擧げず、素服を停む。而して其の謚號を停むることも、亦宇多より始まる。故に醍醐帝の遺詔には、謚を奉らざらしむること有るなり。)

謂はゆる荷前も亦廢して擧げず。惜いかな。(淳和帝の遺詔に又云ふ、國忌は遠きを追ふに在りと雖も、反つて有司を苦む、歲終の荷前煩にして益無しと。並びに之れを停む。宇多帝の遺詔にも、亦國忌荷前を停む、其の後世に於けるは例なり、復道ふに足らず。)夫れ喪祭は禮の大經なり。是れにして崩壇す、宜なり國も亦從つて衰ふるや。吉野・中納言の言納れられざりしは、千載の遺憾なり。

西岡は、鳥羽の西なり。其の北は田邑郷にして、京の西郊と爲す。

文徳陵は、田邑郷眞原に在り。(諸陵式に、田邑陵は、兆域東西四町、南北四町。「按するに」眞原今は廣野と名づく。其の陵狀は前は方にして後は圓、以て宮車に象り、之れに環すに溝を以てす。京郊の山陵此れ特に然りと爲す。然れども其の廣狹縦に十餘歩に過ぎず。之れを大和河内の諸陵に祝ぶれば、兒孫と謂ふべきのみ。實錄に、八月乙卯に崩じ、九月甲子を以て之れを葬ると。其の間僅に十六日、且つ平地の狭く所、因るに山を以てせず、宜なリ其の古の如くならざるや。

光孝陵は、其の北郷立屋里小松原に在り。是れを後田邑の陵と爲す。(諸陵式に、後田邑陵は、田邑立

屋里小松原に在り。四至、西に芸原岳峯に至り、南大道を限り、東清水寺の東を限り、北天岑を限る。略記、皇年代私記に或は小松山陵に作る。因つて小松帝と稱す。仁和寺西北の地なり。(江次第に、仁和寺の西、大教院の艮に作り、捨芥鈔に、仁和寺内大教院丑寅に作る。大教院今は亡ふ。謂はゆる立屋芸原諸名亦之れを失ふ。清水寺趾は其の處を知らず、幸に仁和寺の在る所、古と異ならず。古圖に據るに、芸原岳峯は是れ小松峰、大岑は即ち宇多山にして、大道三條路に當り、諸陵式載する所と頗る合す。)〔按するに〕今仁和寺の西南古墳の在る有り。里老相傳へて以て光孝の陵と爲す。古圖に據るに果して然り。

北を宇多野と爲す、京の東北郊なり。

宇多陵は、宇多の大内山に在り。(皇年代私記、略記、大鏡裏書並びに云ふ、大内山に火葬し、遺詔に依り山陵を置がすと。)仁和寺西北の陬なり。(古圖)〔按するに〕遺詔に依り山陵を置かず。然れども已に火葬と云はゞ、則ち其の火葬の處猶山陵に擬するに足る。大内山は是れ其の火葬の處。帝王系圖に云ふ、仁和寺の西に在り。古圖に據れば、即ち仁和寺西北丘頂に、果して宇多陵有り。今呼んで丸山と爲す。形に因りて之れに命す。此れより御室なり。相承記に、寛平法皇陵は神倉上に在りと。今丸山よりして東北の鎌間に方地有り。之れを圍むに小溝を以てし、其の廣長東西四步、南北七步、此れ蓋し神倉の趾、亦以て一證に備ふべし。(編年集成に、宇多陵は、仁和寺の奥、池尾の

山に在りと。池尾山は、是れ山北幽洞の邊なり。諸書と合はず。又丸山より東北の丘に大石有り。或は謬つて宇多陵と爲す。名勝志に、三僧記を引いて曰く、是れ一條大臣雅信の墓なりと。古圖に據るに、果して然り。

後朱雀陵は（古圖に、此の間に陽明門院陵有り。）後冷泉陵は乃ち其の側に列す。（後朱雀は、略記、百鍊鈔、皇代略記に據るに、並びに云ふ、船岡西野に火葬し、遺骨を圓教寺に藏む。圓教寺は今亡ぶ。）（按するに）二陵は是れ圓教寺の遺骨を安く處なり。古圖に據るに、圓教寺は、仁和寺の東隅に在り。而して二陵は乃ち宇多陵の側に列す。知らず或は嘗て此に改葬するか。抑、圓教寺は、遺骨を安くの處、固より離れて焉に在るなり。

其の西一溪（鳴溫川）を隔てゝ中尾村と曰ふ。村の北丘隴迤邐、乃ち其の上方は是れ北中尾村なり。村上陵は、北中尾村に在り。（紀略に、田邑郷北中尾に葬ると。）一に云ふ、宇多郷北中尾陵と。○按するに、宇多は即ち田邑郷の地、其の地廣し、故に或は稱して宇多郷と曰ふ。（按するに）長明が發心集に云ふ、仁和寺の奥に僧二人有り。一は西尾聖と稱し、一は東尾聖と稱す。〔聖者は法師の尊稱なり。〕其の居る所に因るなり。古圖に據れば、村上陵は、東尾西尾の北に在り。其兩間に當るなり。之れを北中尾と謂ふも亦宜ならずや。今の五智山は即ち其の地、呼んで御廟山と爲す。（山槐記に、村上陵は、仁和寺長尾に在り。長と中と音近し、訛れるなり。源氏物語弄花に云ふ、岩陰は松崎の

奥なり。天唇陵の在る所、當時蓋し其の地 天唇廟有り、廟を以て陵と稱せしならん。）

圓融陵は、乃ら其の側に例す。是れを後村上陵と爲す。（紀略、略記、百鍊鈔、皇年代私記、並びに云ふ、圓融寺の北に火葬し、遺骨を村上陵の側に安くと。左經記に、寛仁元年使を四陵に遣す其の一を後村上陵と爲す、注に圓融院と曰ふは是れなり。）一條陵、堀河陵又次ぐ。（一條とは、紀略大鏡裏書に據るに、並びに云ふ、北山長阪野に火葬すと。榮華物語、皇年代私記、並びに石蔭に作り、小右記に岩陰に作る。即ち同地なり。紀略、小右記、左經記、大鏡裏書に并びに云ふ、方忌を避けて權りに圓成寺に安くと。左經記に又云ふ、寛仁四年圓融寺の邊に遷すと。堀河は要記、皇記、編年記、皇代記、皇年代略記に據るに、並びに云ふ、香隆寺押原に火葬し、遺骨を香隆寺に安くと。長秋記、百鍊鈔並びに云ふ、永久元年、仁和寺圓融院に遷ると。皇代記獨云ふ、醍醐寺は取らざるなりと。）一條陵は、左經記に、以て圓融寺の邊と爲す。堀河陵は、長秋記、百鍊鈔以て圓融院と爲す。古圖に據れば、二陵皆村上陵の側に列す。而して圓融のみ獨否らず。別に圓融寺に在り。圓融寺は、是れ仁和寺の東南表笠の麓なり。蓋し其の中廟有り、遂に認りて陵と爲す。故に村上陵の側には、重ねて圓を得ず。然れども、葬已に村上陵の側と云ふ、又後村上陵と稱すれば、則ち其の頃、當に一條、堀河に列すべし。然らば則ち圓融寺邊と云ひ、或は圓融院と云ふ並びに當に改めて圓融陵の側に作るべし。恐らくは是れ傳者の疎なり。

又其の西は、愛宕の山。其の麓を嵯峨と曰ふ。

嵯峨陵は、嵯峨大覺寺の北に在り。(皇年代私記に、嵯峨院の北の山麓に葬ると。山槐記に、元暦元年天皇即位を以ての故に、山陵使を遣す。翌日 山陵使左大辨經房攝政に造つて曰く、嵯峨に至るも能く陵所を得る莫し。之れを里老に問へば、則ち曰く、大覺寺北方の山なりと。大覺寺は、舊是れ嵯峨離宮なり。(按するに)遺詔に云ふ、山北幽僻の地を擇び、三日を以て之れを葬り、封せず樹せず、長く祭祀を絶つと。諸陵式此れに由つて載すること無し。然れども今大覺寺の北、山麓幽僻の間に一丘有り、呼んで御兒山と爲す、此れ蓋し山陵なり。陵或は廟と稱す。廟の言は貌なり。其の音近し。聖德太子碑長の墓、土人御貌山と稱す。說を以て訛に徵す、古蹟考ふべし。

茲より山に循ひて、東北 後宇多陵の在る所故の蓮華峰寺の地なり。(皇年代私記に、蓮華寺の傍の山に葬ると。(按するに)寺の殿堂蓋し應仁の亂より已に焦土、里老猶陵所を識る、曰く大覺寺東北の山麓、呼んで八角堂と爲す。此れなり。舊是れ八角堂にして、其の飾りを金玉にせしも、今は纔に板屋これを庇ふと。

大覺寺の南、其れを龜山と爲す。龜山陵の在る所、故淨金剛院、法華堂の地なり。(増鏡に、龜山殿上の山に火葬し、法華堂を建てて骨を安ぐと。文應帝外記には、遺骨を分ちて淨金剛院法華堂及び南禪寺金剛峰寺に藏む。)後嵯峨も蓋し同じく焉れに祔す。(増鏡に、藥師院に葬ると。藥師院は、

是れ龜山殿の別院、蓋し其の火葬する者。帝王物語、皇年略記並びに云ふ、遺骨を淨金剛院に藏むと。吉續記に文永十年に法華堂に遷すと。法華堂に地を書せず、蓋し其の淨金剛院内に在るを以てなり。然れども、増鏡に、龜山帝を葬りて法華堂を建てしは、文永の法華堂とは是れ同じからざるに似たり。或は其の修復を以て、謬つて之れを建つると爲すか。一院中、理として二法華堂あるべからず。故に知る是れ同じく訛せしことを。(按するに)龜山天龍寺は、是れ龜山殿の趾。相傳ふ、其の後林數畝の間を以て、寃穸の所と爲すと。蓋し法華堂趾なり。

愛宕に登る、其の途僧院有り。福田院と號す。後龜山陵の在る所、(按するに)陵上塔を安き、院僧祀を奉す。古來傳ふる所是れのみ。復他證無し。

清和陵は、愛宕の西南水尾山に在り。(實錄に粟田山に火葬し、遺骨を水尾山に安き、因つて 水尾帝と稱すと。)「按するに」水尾山は、本丹波國なり。地今山城萬野に隸す。此の山村に極めて陋寺有り。圓覺と號す。圓覺寺は、舊是れ京東粟田の道場なり。清和帝大位を遙りしより、清和院に御し遂に遷つて山莊に御し、落飾して道に入る。山莊は即ち圓覺寺なり。後名山佛舎を歷覽し、乃ち水尾の山をトし終焉の地と爲す。既にして京に歸り、圓覺寺に崩す。故に其の寺號を取りて以て祀を奉す。遺詔有り、山陵を置かず。諸陵式に、此れに由つて載無し。然れども、水尾山遺骨を安ぐの處、里老相傳へ以て圓覺寺の西北山崎を指して陵所と爲す。其の間一溪を隔つ此れなり。

後三條陵は、仁和寺の南に在り。故圓覺寺の地。(略記、百鍊録、編年記、要記、皇代略記、並びに云ふ、神樂岡南原に火葬し、遺骨を禪林寺に藏むと。然り而して其の後當に圓宗寺に遷せしなるべし。吉續記に、文永十年山陵使を圓宗寺に遣すと。則ち圓宗は是れ陵所たること疑無し。元亨釋書には是れ圓宗寺の趾なり。後三條の塔廄存す。

に火葬す。百鍊録に、嘉慶二年香隆寺本堂より三昧堂に遷すと。三昧堂地を書かざるは、蓋し其の寺内に在るを以てなり。「按するに」香隆寺趾に今的小松村此^れなり。古圖に據るに、一條及び其の后妃高松院の陵、並びに在り、今は亡し。

其の東北の山岬を鏡石と曰ふ。其の光鑑むべきを以て名づく。一川(紙屋川)を隔てゝ東崖斗絶し、其の鏡石と相映する處を石影^{イシカゲ}と曰ひ、遂に其の左右を稱して石影長阪野と曰ふ。北丹波路に奔る、謂はゆる北山長阪亦此れなり。故に一條の火葬は、紀略、大鏡裏書^{アシガラノシブ}及び云ふ、北山長阪に於てすと。而して榮華物語に、石蔭に作り、小右記に、岩陰長阪野に作る。但、岩陰石蔭字を用ふること一ならず。是れを以て惑ひ易し。且つ字に因りて此を尋ね、近く鏡石の傍^{ヤハナガ}と就すは過ちなり。故に今定めて石影と爲す。名義を其の相映する處に取るなり。)

華山陵は、石影に在り。(道長記に、大和寺東邊に葬ると。紀略に、紙屋川上法音寺の北に葬ると。古圖に據るに、法音寺の北紙屋川の上は、即ち大和寺の東邊なり。法音寺、大和寺今は亡し。) 三條陵は、乃ち其の側に列す。(紀略、大鏡裏書、榮華物語並びに云ふ、石蔭に火葬すと。編年集成に、舟閻西邊に葬ると、舟閻西邊は即ち石影なり。皇代記、編年記並びに云ふ、遺骨を北山小寺に藏むと。北山は是れ此の間の總名たり。則ち謂はゆる山寺も亦或は石影の地に在らんか。) 【按するに】二陵は並びに皆壊れて其の所を得難し。古圖に據りて其の地を推問すれば、里人云ふ、百年前^ノ農藝兵衛と呼ぶ者有り。開墾の地を甚兵衛^ノ開と號す。今其の梅を樹うるの園、相傳へて以て御墓所と爲すと。疑はらくは是れ陵地ならん。

後華圓陵は、京北の正親町に在り。小川の西岸にして、故の悲田院の地なり。(山體に、悲田院に火葬
すと。當時泉涌寺方に兵火に遇うて葬ること能はざるなり。悲田院は、今遷して泉涌寺の地に在り。
觀長記に、文明三年大原の御墓に詣づ、注に曰く、法華堂前是れ後花園の御墓と。是に觀れば則
ち書て遺骨を彼に致せしなり。其の塔廟今存せり。)[按するに]故の悲田院の趾は、今の大應寺なり。
陵は是れ圓冢にして、寺の東林に在り。八丈大應寺す。右二十陵は、葛野郡に隸す。

調ひ、櫻下と號し、故の菩提樹院の地なり。(皇年代私記云々、神樂丘に火葬し、紀略に淨土寺西原に火葬すと。) 普度寺西原は、即ち神樂丘の東なり。二書並びに云ふ、遺骨を淨土寺に藏すと。今鏡に、體容を菩提樹院に安ぐと。百鍊鈔に、長久元年淨土寺より遺骨を菩提樹院に遷すと。注に曰く、後一條の御墓地は櫻下と號す。菩提樹院は、紀略拾芥抄に據るに、是れ神樂丘の東地、古圖に菩提樹院に作るは是れ證なり。) 冷泉院、又其西北なり。(紀略、大鏡裏書、並びに云ふ、櫻本寺の前野に火葬すと。要記、編年記、皇年代略記、並びに櫻本草原に作り、紀略に遺骨を山側に葬ると。) 後一條陵は又其の西にして丘隅に左し、吉田に面し、日輪川を右にせり。(要記、皇代記並びに云ふ、北白河殿に葬ると。) 北白河は、昔時此の間の總名なり。古圖に據れば山陵の在る有り。「按するに」今の眞如堂前佛院有り。此れより丘に傍うて西北は當に是れ櫻本の地、然れども櫻本の名を失ふこと已に久し。故に陽成北後一條も亦在る所を喪ふ。(吉田の東より神樂丘を跡へ未だ盡きず、其の北林を廟みれば圓冢あり。此れ山陵に嫌有り。古圖に據れば、是れ在原業平の墓なり。曉筆記に、業平は元慶四年を以て卒す。而して東山吉田の奥に葬り廟すと。此れ即ち其の廟趾なり。) 冷泉陵は、是れ丘北の畠家の圓を呼ぶ處、此れなり。既に聖傷せられ、惟、二條陵のみ獨見に存し、福冢と呼ぶ。神樂丘而東、如意岳の西、其の間に介りて山有り、中山と云ふ。乃ち其の南は黒谷にして、是れ故の十樂院の地なり。華園陵の在る所、(園大曆に、十樂院の山に葬ると。) 園大曆目錄に、十樂院は栗田而南は鳥部の郷なり。

黒谷に在りと。古圖も亦然り。「按するに」陵は今其の所を失ひ、古圖に之れを聞く。華園妙心寺に廟有り。玉鳳院と曰ふ。妙心寺の僧云ふ。其の側は即ち遺骨を安ぐの處なりと。

栗田而南は鳥部の郷なり。

高倉陵は、鳥部郷東山清閑寺の地に在り。(百鍊鈔、編年記、平家物語、盛衰記) 六條陵は、乃ち其の南端なり。(明月記に、清閑寺小堂は即ち六條の御墓は是なり。要記に栖霞寺に葬るは取らざるなりと。) 「按するに」清閑寺相傳に、高倉陵は、是れ堂北の丘墳、楓を植うるの處なり。六條陵は、乃ち堂の西圍怪石の伏す所、俗にこれを怪石と謂つて要石と曰ふ。要とは、其の名を摺扇の軸所に取るなり。此所にて京地を観れば、其の形勢宛然開扇の若く然り。而して自ら顧れば即ち扇骨の輻輳する所、以て喻るべし。

後白河陵は、蓮華王院法華堂に在り。(玉海、百鍊鈔、編年記、盛衰記、紹運錄、蓮華王院は舊此れ法住寺の地なり。法住寺は、木曾義仲の火く所と爲り、其の墟に就いて創めし所なり。故に康富記に、此の陵を法住寺に在りと謂ふなり。) 「按するに」今三十三間堂は、故の蓮華王院の地、法華堂は乃ち其の東に在り。内に聖容を安くを以て呼んで御影堂と爲す。其の右側は相傳ふ火葬の所と。

後堀河陵は、今熊野觀音寺の地に在り。(要記、編年記、百鍊抄、編年集成に並びに云ふ、觀音寺に葬る也。是れなり。) 皇年代私記に云ふ。日輪殿に葬ると、取らざるなり。) 「按するに」泉涌寺の來迎院の

北、觀音寺の東丘は是れ陵所。古廟に據るに當れり。

法華堂は、清閑よりして東南なり。觀音寺は、法華堂よりして東南山陵に入るなり。今熊野よりして南、乃ち之れを我が禪房谷と謂ふ。是れ泉涌寺の地なり。其の北辰御廟、その西の原也。

其の右九陵及び泉涌寺は、愛宕郡に隸す。
四條陵は、泉涌寺の地に在り。(此れより以下敢て證を引かず。) 泉涌寺は、齊衡三年左大臣藤原経嗣が創む所、始め之れ號して法輪と曰ひ、厥の後之れを更めて仙遊と曰ふ。建保六年、大和守中原信彌、法輪後房、以て居らしむ。信又之れを更めて泉涌と曰ふ。當時堂守荒穂を以て、傍上疏して以て之れを理めんと訴ふ。元暦上皇之れが爲めに降施甚だ渥し。貞應二年秋七月、中納言藤原通房に勅し、昇せて以て官寺と爲す。(元暦釋書) 四條帝の葬りしより、十三世を経て、後光嚴に至り、又以て機所と爲す。而後、後圓融、後小松、稱光、後土御門、後慈良、正親町相等いて乃ち附す。後陽成以姫、世世其の后妃皇太子の喪と與た、併せて蓋し亦皆例にして以て葬る。官家間より已に御錄高を存す。是れを以て今考正を須ひす。而して考正する所皆遠陵に在り。徒らに屍を豊にせざして、百王に幸祀し、天の永命を祈らんことを欲す。

卷の二終

關東後學 蒲生秀實稿

菅 笠 日 記 上の巻

本居宣長著

もさういふのと並んで、また、その他のものと並んで、南北の山脈を走る。その間には、それが本居宣長著の「菅笠日記」である。この記録は、明治九年（1876）のことである。この年は、いかなるよき年にかかるらむ。よき人のよく見て、よしといひおきける、吉野の花見にと思ひたつ。（萬葉一に「よき人のよしとよく見てよし」といひし。）そもそも、この山分衣のあしまは、廿年ばかりにも成ぬるを、春ごとにさはりのみして、いたづらに心のうちにつりにしき、さのみやはと、あながちに思ひおこして、出たつになん有る。さるは、何ばかり久しきるべき旅にもあらねば、そのいそぎとて、ことはするわざるなけれど、心はいそがほし。明日たうんもての日は、人まだつとめてより麻さみそくしなど、いともなし。その裏にかきつけゝる歌。

「さきよ猪花の鶴にあく神も心くだまし春のたむけは。」これは三月のはじめ、五日の晩、まだよきめで立出ける。市場の庄などといふむだりにて、夜は明はてにけり。さてゆく道は、三波りの橋のもとより、左にむかれて、川のそひをやゝのぼりて、板橋をわたる。此れたり迄は、櫻にふれり、をう／＼物する所なれば、めづらしげもなきを、このわかれゆくかなは「阿保」ことをかやひて、伊賀國をへて、ほづせにいづる道になん有ける。此道も「むかし」、「度」。度は物せもかど、年へにければ、